Zur Problematik des \(\extbf{Verteidigungwillens''}\) bei der Notwehr (1)

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-10-03
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者:
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18213

正当防衛における「防衛意思」の問題点

はしがき

第一章 問題史的概観 (第三節第一款 以上本号)

はしがき

義はそれほど大きくはない、ともいえよう。 学校的設例として、その非現実的虚構性の故に呻吟し、したがって問題がそれらに尽きるとするなら、 に変更されて、正当防衛に関する議論において再三繰り返されている)等の事例につき、防衛意思の要否、(1) 内容およびその法的効果を巡って、それなりの個別的問題領域を形成しているが、しかしかような事例がい かえってその相手方から射殺されていたであろうということが判明する」〔コーラーの例〕。この事例は、部分的 衛意思」の問題として表示されている。そして、その際一般に論ぜられるように、わが国でいわゆる「偶然防衛」 (たとえば、「山中で猟者が、仇敵を射殺する。事後的に、もしその猟者が先んじてその挙に出なかったならば、 正当防衛による正当化が主観的要素に依存するか否か、およびいかなる程度で然るかという問題は、 にもかかわらずなお、正当防衛の枠内における主観的要素の問 実践的意 通常、「防 、その わば 題

津隆行

振

したがってまた、

全刑法理論に

取り扱われ、しかも大いに論争されるべきだとするなら、それは違法性の形成、

の対決が予定されているのである。 防衛意思に関する狭い問題の背後に、違法性(したがってまた、適法性)の本質に関する一般的・基本的問題と されるかどうかという問題が再三にわたってそれに提起されてきた刑法体系上の試金石の一つであり、そこで、 とって一般的意義があるからである。事実また、まさに正当防衛は、違法性の判断が主観的要案によっても影響

接に連関するものともいえよう。 依然、違法の客観性とは何かという違法性の本質論を巡る根本的な論争問題が残存し続けているという点とも密 きた「防衛意思」を拒絶する諸見解が有力となりつつあるという事情からも察せられるように、現在においても(3) 的側面、すなわち、主観的正当化要素の典型例として従来から通説・判例が正当防衛の成立要件として要求して て市民権を獲得したとされる個々の主観的違法要素をもラジカルに否定し、他方、これに対応する形でその消極 違法論を法益侵害説(いわゆる結果無価値論)の観点から再構成しようとする視角から、一般的主観的違法要素 としての故意というテーゼに対して厳しい批判を加え、さらには、違法性の積極的根拠づけのために通説によっ そして、これらの諸問題の個別的顕現が、わが国の近時の刑法学界の理論的動向をも考慮する場合に、

それは同時に、私自身が別稿でも記したように「行為者主観、すなわち故意を果して主観的違法要素として維持 し続けるべきかどうかという点も再考を要すべき問題である」とした従来からの問題意識とも相即するものであ(5) そこで、本稿は、違法論の変遷をも顧慮しつつ、主観的違法要素ならびにその裏面たる主観的正当化要素の理(4) ――本稿ではその典型としての「防衛意思」を中心に検討する――の再検討を企図すべくなされたものであり、 したがって、本稿はそれらの課題の遂行のためのささやかな一考察とも位置づけることができるであろう。

本事例は、コーラーの有名な例を変形したメツガーの設例である (Edmund Mezger, Strafrecht. Ein Lehrbuch, 1931, 2.

六七頁等をも参照 の意思」同・刑法論集(1)(昭和五一年)一六〇頁、香川達夫「防衛意思は必要か」団藤古稀祝賀論文集第一卷(昭和五八年)二 w. なお、本設例につき牧野英一「正当防衛と防衛意思」同・刑法研究第七(昭和一四年)三七七頁、大塚仁「正当防衛と防衛 68 ; Edgar Gustav Staab, Das Problem subjektiver Elemente im Rahmen der Notwehr (Diss. Frankfurt 1953). S. 2 u. s. Leopold Zimmerl, Zur Lehre vom Tatbestand. Uebersehene und vernachlässige Probleme (Strafr. Abh. H. 237), 1928, S. として、不要説の立場から右設例を提示したのである (Josef Kohler, Lehrbuch des bürgerlichen Rechts, Bd. I, 1906, S. 208-209)° Vgl. Rudolf Sieverts, Beiträge zur Lehre von den subjektiven Unrechtselementen im Strafrecht, 1934, S. 209 ; 判明する」というものであり、元々コーラー自身はかような「無意識的正当防衛 (unbewußte Notwehr)」も正当防衛たりうる していたということ、および私が彼を憎悪から打ち殺さなければ、彼が私の生命を奪ったであろうということが事後的に初めて と復讐心から打ち倒す。そして、彼が私の生命を狙っていたということ、すなわち、既に私が気づかなかった彼による攻撃が存 Aufl., 1933, 3. Aufl., 1949, S. 236)。ちなみに、コーラーのオリジナルな例とは、「私が、私の仇敵と考えているある者を憎悪

- (2) 以上のような問題意識につき、vgl. Staab, a. a. O., S. 1-3
- 3 なお、 論〕(昭和五五年)一五七−一五八頁、生田勝義(中義勝=吉川経夫=中山研一榻・刑法1総論〔昭和五九年〕)一四○頁以下、 刑法総論 (昭和五七年) 二八〇—二八一頁、内藤藤·刑法購養総論仲 (昭和六一年) 三四三—三四四頁、香川達夫·刑法購養 (稔 最近の教科書に限定してみても、わが国では防衛意思不要説の増加ないし有力化傾向が看取されよう。たとえば、中山研一・ 平野龍一・刑法総論Ⅱ(昭和五〇年)二四三頁、内田文昭・改訂刑法Ⅰ (総論)(昭和六一年)一九五頁等
- (4) もっとも、笹者は「違法論の変遷とその課題――主観的違法要素の理論の再検討――」(仮題)なる論稿をも予定しており、 違法論の生成・発展史ならびに主観的違法要素の理論の正面からの検討はそれに委ねたい。
- (5) 拙稿「刑法における危険概念――危険概念の本質について――」刑法雑誌二四巻二号(昭和五六年)三〇四頁)

第一章 問題史的概観

第一節 実体法的問題の原初的所在

チを与えているので、予め以下これを中心に他の諸文献をも参看しつつ、若干の検討を加えることから始めたい。 正当化事由、すなわち、正当防衛が卓越した役割を演じてきたのである。この点につき、バイダーが簡単なスケッ(2)3) マ法および中世にまで淵源するものであり、しかも、歴史上、依然今日でも最もよく知られ、かつ最も代表的な 論争の歴史を経験してきており、現在でもなおその論争形成の渦中にあるものといえよう。もっとも、 ――たとい異なった前提のもとであるとしても――その問題性それ自体は非常に長い歴史を有し、既に遠くロー(1) │ さて、われわれの目下の問題領域そのものは、今世紀的問題としてみても、既にほぼ一世紀に及ぶ激烈な

であった(なお、正当防衛の限界の意識的かつ意欲的な超過〔過剰防衛〕で他人を殺害する場合には、ローマ法に non etiam ulciendi causa factum sit")」のみ不処罰 (Straffreiheit) へと導いた。もっとも、たといこのパウルス なわち、『サビーヌスに関する第一○巻 (Libro X ad Sabinum)』(コンメンタール)の中で、これによれば、正当 五年)のもとで近衛長官を務めたユーリウス・パウルス (Julius Paulus) に発するものとされる (二三五年頃)。す なわち、正当防衛からする行為は「不処罰 (straflos)」に止まった一方で、復簪行為はこの概念に包摂されず可罰的 纂』)へと受け継がれ、したがって、五三三年以降法的効力をもったということで決定的な意義が帰せられる。す の見解がより古い出典から継承されたものであったとしても、その当該箇所はパウルスからディゲスタ(『学説彙 防衛は、それが「単に守るためになされ、もちろん、復讐するためになされたのではない場合に ("tuendi dumtaxat, ば最も古い文献の箇所として、ローマ皇帝セウェルス・アレキサンダー(Alexander Severus 在位二二二一二三 が論ぜられたというのは怪しむに足りない。だが、それがどこまで遡りうるかは問題であるが、バイダーによれ(5) 主観的正当化要素であった。そのかぎりで、当初からこの正当化事由に関連して、主観的正当化要素という要件 Ⅱ 本素材の実体法的な側面の所在は、原初的に(われわれが今日述べるであろうように)正当防衛における なものでなければならなかったのである。 (E) (entschuldigen)」ものと看做された。つまり、 との間が区別され、パウルスおよび『ローマ法大全(Corpus Iuris Civilis)』に従って、被攻撃者が「復讐のため 大全 (Corpus Iuris Canonici)』の一部分として、全教会に対し法律効力を獲得する。ここでも再び、 (Dekletalen Gregors IX)』(別名リーベル・エクストラ Liber extra、一二三四年)に継承され、爾来『カノン法 propulsandam ;")」という箇所がここでは重要なのである。その後、これは『グレゴリウス九世の教令集 る。ローマ法王インノセント三世 (Innozenz III 在位一一九八—一二一六年) は、その教師フグッキオ (Huguccio 義による結果資任の解放の過程において現実的なものとなる。そして、ほぼ一二○○年頃、ボロニア大学のカノ 防衛からする殺害は許容されようということ、また、復讐および防御 (Abwehr) は同一視されていたということ(ヒン) を行なうためにではなく、不法を防衛するために…… (" . . . non ad summendam vindictam, sed ad iniuriam に対する示唆のみが見出され、したがって、その問題はまさに萌芽の中に含まれていたのであり、問題は責任主 年に至るまでの初期キリスト教時代においては、キリスト教徒にとって何ら重要な文献がなかったために、 よれば防衛意思を欠き、かくして、 それは故意の謀殺のかどで処罰されたものともされている)。 (エリ めの行為)と他方で復讐(不適法な防衛行為としての復讐からする行為)との間の区別を、七人のカノン法学者 一二一〇年没)から、ディゲスタに顕れているパウルスの前記のメルクマールを継承した。すなわち、「……復讐 ン法学派の圧倒的な影響下のもとで、一方で防御 (Abwehr) としての正当防衛(適法な防衛行為としての防衛のた (グラチアヌスからグレゴリウス九世まで)の中に見出され、再びこの区別の問題が役割を演ずるに至るのであ かようなローマ法の見解は、カノン法への継承を通じてなお強化され、かつ広汎に普及したのである。三一二 causa")」ではなく、「防衛のために ("defentionis causa")」行為したときにだけ、「免責される 防衛目的 (Verteidigungszweck) は、防御者の意思にとって決定的

れた場合には」、かような状況にもかかわらず罪となろうとしたのである。(エヒク 表明したが、戦時における兵士や盗人の取り押えの際の行政官 (Polizist) は「彼らが個人的な激情から動機づけら は、なるほど正当防衛において、攻撃者は極限的な場合には殺害されてもよい(間接的殺害 indirekte Tötung) と それに相即しつつ、この意味において、トマス・アクィナス(Thomas von Aquin 一二二五?—一二七四年)

とされている。そして、バイダーによれば、問題性はそれに限定されていたのである。(ミイ) 事罰から解放されたということを意味するにすぎないのであり、他の法的不利益が彼にしばしば課せられたもの 当防衛による殺人の承認は(一一五二年および一一七九年のラントフリーデにおけるように)、通常、行為者は刑 題 (Schuldproblem)」として考えられたのである。もっとも、ほぼ同時代のドイツのラント諸領域においては、正(写) せられない (straffrei)」ということだけを明らかにした一方で、ボロニアのカノン法学者達にとっては「贲任の問 なお、以上のところから法的効果との関連で重要な点は、ローマ法においては正当防衛の承認はその所為が「罰

(1) 不法と責任とは当時区別されていなかった。

もっとも、かような単純な把握ができないことを、リストが注配して挙げている Alfred Pernice, Labeo. Römisches Privatre がないということで、違法性ではなく、その所為の可罰性が排除されるものと考えられたのである(v. Liszt, a. a. 0., S. 121 れていたのである (Robert von Hippel, Deutsches Strafrecht, Bd. II, 1930, S. 182 u. s. w.)。すなわち、必要なドルス (dolus) ただ不処罰という実践的な効果だけであって、違法阻却か、費任阻却か、あるいは刑罰阻却かといった点は相互に曖昧模糊とさ それなくば可聞的な行為が処罰されない個々の事例を、その時々の要爵に応じて、散在的に挙示され、それらに対する関心は、 正五年〕二頁、小暮得雄「違法論の系贈と法益論」法学協会雑誌八〇巻五号〔昭和三九年〕六一八頁等をも参照〕。それらは、 知らなかった (Franz von Liszt, Lehrbuch des deutschen Strafrechts, 2. Aufl., 1884, S. 121. なお、黒田誠「行為の違法」〔大 犯で捕えられた姦通者の殺害権といった個々的にこれに属する一連の諸事例を知っていたが、違法阻却についての一般原則を なお、この点につき若干触れておくと、歴史的に観れば、ローマ法においては、正当防衛、緊急避難ならびに夜盗および現行

cht im ersten Jahrhunderte der Kaiserzeit, Bd. II, 1. Abt., 2. Aufl., 1895, S. 19ff. が詳述している)。 そして、かような状況は、中世ドイツ法においても同じであった。そこでは、中世後期の原典における正当防衛の詳細な論及

chichte, 1981, S. 43〔=H・リューピング著川端博=曽根威彦訳・ドイツ刑法史綱要(昭和五九年)七四頁以下〕等)。 in : Festschrift für die juristische Fakultät im Gieβen, 1907, S. 386u. 397 ; Hinrich Rüping, Grundriβ der Strafrechtsges-Mittelalter, 1931, S. 87 ; Jeseph Heimberger, Zur Lehre vom Ausschlu $oldsymbol{eta}$ der Rechtswidrigkeit. Ein geschichtlicher Beitrag, Entwicklung, I. Bd, Allgemeiner Teil, 1. Hälfte, 1947, S. 94 Anm 16 ; Georg Dahm, Das Strafrecht Italiens im ausgehenden 中世イタリア法学、カロリナおよび、これに基づき榕築された普通法の観点でもあったとされている(vgl. Liszt, a. a. O., S 121 ; Max Horrow, Grundriß des Österreichischen Strafrechts mit besonderer Berücksichtigung der historischen および、個々の緊急避難の強調とならんで、特に広範にわたって承認された殺害権が卓越せる役割を演じている。このことは、

gemeinen Strafrechts, 1930, S. 63ff.; Horrow, a. a. O., S. 94u. 167f. u. s. w.)° (vgl. Friedrich Schaffstein, Die allgemeinen Lehren vom Verbrechen in ihrer Entwicklung durch die Wissenschaft des シャフシュタインによれば、違法概念形成の萌芽は刑法学の創始者たる後期注釈学派およびその依拠者において見出されると して、デキアヌス (Tiberius Decianus, 1509-1582) 以降の展開について論究を加えているので、詳しくはそれらを参照されたい したがって、犯罪概念要素としての違法性の認識は、ローマ法やドイツ中世法では何ら問題とならないのであるが、もっとも

- 2 Konsequenzen, 1987, S. 1. Erfolgsdelikten. Studien zur Begründung der Lehre von den subjektiven Rechtfertigungselementen, deren Inhalt und Robert Steinbach, Zur Problematik der Lehre von den subjektiven Rechtfertigungselementen bei den vorsätzlichen
- (3) なお、正当防衛そのものの歴史的展開についてのわが国の文献として、曽根威彦・刑法における正当化の理論 四頁以下、津田重癥・正当防衛の研究(昭和六〇年)一頁以下等参照。 (昭和五五年)
- 4 Systematik des Strafrechts, 1970, S. 2ff. Heribert Waider, Die Bedeutung der Lehre von den subjektiven Rechtfertigungselementen für Methodologie und
- 5 So auch Steinbach, a. a. O., S. 1.
- (6) なお、セウェルス・アレキサンダーかアレキサンダー・セウェルスと呼ぶかにつき、船田享二・ローマ法第一巻(昭和四三年) 二五三頁注一参照。
- 7 パウルスにつき、たとえば、船田・前掲書三二六頁以下等参照。

- (8) スタインバッハは、バイダーを引用して、二三五年のパウルスのコンメンタールだとするが (Steinbach, a. a. O., S. 1)、もっ とも、バイダー自身は明言しておらず、二三五年頃とするのが正しいであろう。
- Theodor Mommsen, Römisches Strafrecht, 1899, Neudruck 1955, S. 620-621
- (日) Vgl. D. 9, 2, 5 pr.; Franz Josef Schreiber, Die Beurteilung der Notwehr in der christlichen Literatur zwischen dem 4. und 12. Jahrhundert, Diss. Erlangen, 1966, S. 59 Fußn. 11; zitiert nach Steinbach, S. 1.
- (2) Bernhard Schöpf, Das Tötungsrecht bei den frühchristlichen Schriftstellern, 1958, S. 86; zitiert nach Waider, a. a. O.,
- (3) Vgl. Stephan Kuttner, Kanonistische Schuldlehre von Gratian bis auf die Dekretalen Gregors IX, 1935, S. 349, Anm. 1 ; zitiert nach Waider, a. a. O., S. 3.
- これにつき、たとえば、田中周友・世界法史概説(昭和四六年)一六八頁等参照。
- <u>15</u> X. 5, 12, 18; zitiert nach Waider, a. a. O., S. 3 Fußn. 9
- Kuttner, a. a. O., S. 349; zitiert nach Waider, a. a. O., S. 3.
- BGHSt 16, S. 175ff., ZStW Bd. 75, 1963, S. 243-245 Vgl. Waider, Bemenkungen zum Naturbegriff und zur Lehre von den Ehezwecken im Anschlu β an die Entscheidung
- S. 151; Steibach, a. a. O., S. 2)° えた。彼は、敵対者の殺害がかの行為——その行為の目標が唯一ただ「自己の生命の維持 (conservatio propriae vitae)」であ る――の偶然的な副次効果として考えられるときにのみ、正当防衛を許されるものと考えたのである (vgl. Schreiber, a. a. O. Waider, a. a. 0., S. 3. なお、トマス・アクィナスは、私人が例外的に他人を殺害する権限があるということを可能なものと考 Thomas von Aquin, Summe der Theologie, 2. Aufl, 3. Bd. hrsg. von Bernhard, 1954, II, II. q. 64, a. 7.; zitiert nach
- いては、Waider, a. a. O., S. 3 Fußn. 13u. 14 に挙示された諸文献等参照! "straffrei"と "schuldlos" という概念が同義ではないこと、グラチアヌス以来の贲任論および結果責任の漸次的解放等につ
- (20) 他の法的不利益、たとえば、人命金 (Wergeld) が損害賠償として課せられたものとされている。Vgl. Eberhard Schmidt, = Hans Thieme, Grundzüge der deutschen Rechtsgeschichte, 4. Aufl., 1950, S. 214 u. s. w. なお、曾根・前掲書二三頁。 こ Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege, 3. Aufl., 1965, S. 74-75 ; Claudius Freiherrn von Schwerin

論拠を検討しておきたい。

れらに対し、ケラーとともに疑問を呈するものとして、津田・前掲書五七頁。

(21) Waider, a. a. O., S. 4.

第二節 一八八〇年頃の問題状況

を暼見しておこう。 おいても見出すべきものであるとされている。 上記のごとく、本問題の発端そのものは既にローマ法およびカノン法に見出され、また道徳神学の歴史に しかし、以下では一八七一年のドイツ帝国刑法典成立直後の状況

的背景をも考慮されねばならないであろう。 べきだとする客観的違法論との理論的対立の渦中にあった。まさに、一八八〇年頃の問題状況はかような理論史(2) にその主唱者としてアドルフ・メルケルを擁する主観的違法論と、違法性を純客観的に外界的事象として捉える もっとも、一八七一年頃、すなわち「主観的違法要素」の理論が出現する前史の段階においては、周知のよう

ぎりでのみ、行為の動機は重要ではなく、正当防衛が成立するとされているのである。そこで以下、これらの諸 ③ライヒ裁判所(一八八二年)は、現在の違法な攻撃を回避するために、防衛が客観的に必要であったというか 犯の責任があるものとし、②v・ブーリー(一八七八年)は未遂の刑で処断されるものと考える。それに対して、 自己または他人を防衛するという意図で行為しない場合において、⑴ビンディング(一八七七年)はそれを既遂 の欠如の場合において、既遂論、未遂論、無罪論の三つの解決の可能性のあることを引き出している。すなわち、(ヨ) オッペンホフによれば、「客観的正当防衛」は現実に存在するが、行為者がそのことを知らず、したがってまた、 さて、既に一八八五年にオッペンホフは自己の立場を明示することなく、今日でもなお示めされる「防衛意思」

る。その説明のために、彼は現実に生じた事件を修正した「興味深い法律事例」(有名なアルプレヒト事件とされ 以前の(früher)故意ではなく行為の瞬間において存する故意のみが決定的たりうるという彼の命題に結びつけ || ビンディングは、彼の『規範とその違反第二巻』(初版・一八七七年)において、ここで関心のある議論を、(4)

ているもの)を挙げている。

う。かように密接に許される行為と最も重大な犯行とがしばしば相互に限界を画すのである。」と。 下のように考える。「このことを行う権限をもって母親を救うという意図 (Absicht)は、犯罪的故意を排除するの 器たる手斧をすばやく振り上げ、父親の頭を割ることで、彼の射殺を阻止する。これにつき、ビンディングは以 そこで、その息子は「母親を救うために」それが正しい正当防衛の武器となることを意識しなかったところの凶 射殺してから、おれも死ぬ。殺してやる!」と。母親は、「射ちなさいよ。そしたらすべてが終るわ!」と答える。 き、斧で継父を殺害しようと決意する。彼が灯りと手斧をもってその室に足を踏み入れるときに、彼は母親のベッ 全く気づかなかったが、依然母親を救うためにまさに適時に父親を打ち殺したとするなら、既遂の謀殺が存しよ であり、アルプレヒトはそのことを意識する必要はない。彼がその室の薄暗がりのために、母親の危険な状態を ドの上で継父がひざまずいているのを見、そして彼女に次のように大声でどなっているのを聞く。「さあ、 しておかねばならない(すなわち、ここでもビンディングの「規範論」からする主観主義的体系の一端が見出さ の欠如は既遂となること、さらに、既述のように防衛意思を故意、すなわち責任との関連で述べている点に注意 い虐待を受けていることに心底から心苦しく感じていたが、ある夜、再び両親の寝室から喧騒が聞こえてきたと 以上のところから、ビンディングは、「防衛意思」を客観的正当防衛状況の認識として捉えていること、(®) 卓越した評判の若い彫刻家――名はアルプレヒト――は、彼の愛する母親が粗暴な継父によって永続的な非道 またそ

れるものといえよう)。(10)

なお、同様にこの期に、ヘルシュナー等も同旨の主張を行なっていたのである。(1)

されうるにすぎないものと私は信ずる。」として未遂論を表明しているが、それ以上の実質的論拠は与えられてい(エヒ) その息子は、なんといっても彼の行為は少なくとも客観的に正当化されるものなのだから、 II それに対して、翌年一八七八年の論文で、V·ブーリーはビンディングの事例と結論を挙示して、「むしろ、 謀殺未遂のみが要請

のバールは不能未遂による不処罰をそれぞれ主張しているのである。 ついての未遂に関する原則が考慮され、そして、それにより行為者は不処罰となる、とされている。 (エイ) 度外視して、防衛的行為の中に存するであろうところの犯罪の不能な客体であろうということで、不能な客体に もって犯罪を犯そうとするのである。だが、違法な攻撃を企てようとする者は、この攻撃のために、正当防衛を 防衛において行為するのではなく、他方、彼はここでは客観的に正当防衛の中にあり、しかし、「違法な故意」を 衛意思の問題は結局未遂の問題であり、そして実に逆の事例が誤想防衛に関するものであるとする。すなわち、 の問題を注目させたのはビンディングの巧緻である」(傍点原文隔字体)としながらも、バールは、かような防(コタ) ち、目的 (Zweck) をもって行為すること、かくして、正当防衛状態の客観的存在が十分ではないということ——こ 誤想防衛にあっては、行為者は現在の違法な攻撃を回避しようという誤信に捉われていようことで客観的な正当 は、 かように同じく未遂論に立っても、その未遂観の相違により、前者のブーリーは謀殺未遂による処罰を、 もっとも、後年(一九○九年)ビンディング説に同じく反論した、v・バールによれば、なるほど「正当防衛 行為の判断に関して考察するために、行為者は違法な攻撃を防衛するという意図(Absicht)をもって、すなわ

立つとされるライヒ裁判所の見解はどうか。 では、 シュペンデルが不要説の立場を補強するために判例は当初は不要説であったとして挙げる無罪説に

〈ライヒ裁判所一八八二年一一月一○日第二刑事部判決〉

に山林監視員Pは、彼がその干し草置き場の藁の中に隠してある鹿を発見したとき、階段の昇り口から引きづり 使して初めて排除しうる程度の方法で、その捜索を阻止しようとした。その後も、官吏は繰り返し攻撃され、特 捜すため、A女の家を捜索し、干し草置き場に昇ろうとした際に、A女が階段に立ちふさがり、しかも実力を行 抗告人(A女)は、山林監視員らが相被告人R(A女の息子)が無権限の狩猟行為(密猟)によって獲た鹿を

降ろそうとされたというものである。

があったにもかかわらず、第一審はその職務権限について誤認があるとし、刑訴法一〇二条以下による家宅捜索 人の山林官は一八八一年一一月二三日の内務・司法大臣の共同命令によって検事局の補助員 (§153BGB) たる資格 のではない。」(傍点筆者)。もっとも、本件ではライヒ裁判所は無罪を言い渡したくなかった故であろうか、二(エン ろうとしても、抗告人は想定された不適法な家宅捜索による官史の防御を通じて、何ら可聞的な行為を始めるも であり、そこで抗告人は、たとい彼女がその息子に狩猟違反による利益を保全するという動機から行為したであ 衛が現在の違法な攻撃を回避するために客観的に必要であるかぎりでのみ、行為の動機は法的に重要ではないの その行為が正当防衛によって要請されていたときには処罰されるべき行為は存在しないのであり、その際に、防 であろうし (§78 Einleitung zum allg. LR ; §§141, 142 Thl. I Tit. 7 allg. LR)、そして、刑法典第五三条によれば、 だけ見出される、とする。しかし、「抗告人は、彼女の家屋の不適法な捜索の防衛のために権限を与えられていた を知りながら黙認するという点にではなく、A女が捜索を阻止するために官史に低抗するという反抗行為の中に る息子のための犯罪庇護(刑法二五七条)は、たとえば、彼女の家の干し草置き場に、その息子による鹿の隠匿 五条における検事局の補助員に属していない)とするなら、彼らの捜索は不適法であって、抗告人(A女)によ 本件についていくつか争点はあるが、そのうち、その森林官らのA女の家屋の捜索は権限がない (刑訴法一〇

ある。

味すべしとして、被告人A女の抗告を破棄・差戻したのである。 が適法であったかどうか、したがって、可聞的な反抗が観念的に競合する犯罪庇護とともに存するかどうか再吟

思の不要説、 なるほど攻撃目的をもっているが、 である。かような見解からは、正当防衛は純粋に客観的状況に従って判断されているといえるのであり、 林監視員に対し彼らの住居の捜索を阻止しようとした婦人は、この家宅捜索が不適法な場合には処罰されない ち、本件でライヒ裁判所によれば、「彼女の息子に狩猟違反による利益を保全するという動機から」、したがって、 避するために客観的に必要であるかぎりでのみ」、行為の動機は法的に重要ではないとしている点である。すなわ 以上のように本判決で重要なのは、傍点部分、すなわち、正当防衛にとっては防衛が「現在の違法な攻撃を回 したがって無罪説を推断することも可能であろう。 (ユリ) 権限のない官吏の違法な侵害を回避するという意思をもっていなくても、 防衛意 Ш 0

他面、 がうかがわれ、 (22) として、防衛目的以外の他の復讐目的等との併存を許容しながら、逆に防衛意思も補足的に要求するような口吻 ようと欲したとするなら、彼らが同時に報復を行なおうと欲していたことは問題とはなりえない。』(傍点筆者)、、、、、、 なわれうる」として一面前判決に従い動機は問題ではないとしながら(一八八二年判決の参照を要求している)、 「正当防衛は、自己又は他人の現在の違法な攻撃を回避するために必要な防衛によって、報復の動機からでも行 前判決で示めされた「客観的必要性」を挙げることなく、「それ故被告人らが、現在の違法な攻撃を回避し その後本判決を継承したとされる一八九七年六月四日に同じ第二刑事部で出された判決によれば、(81) 後に見る防衛意思の必要説(主観説)の明示的判決(一九一五年)への架橋をもなしているので(ミヒ)

ていたのである。 以上のように、前世紀の八〇年代において今日と同様の問題状況が存し、既遂論、未遂論、無罪論 もっとも、 当時はこの問題についてはあまり重大なものとは考えられておらず、 それらを巡る が既 に出揃

- 1) Waider, a. a. O., S. 83
- (\circ) Vgl. z. B. Mezger, Die subjektiven Unrechtselemente, GS Bd. 89, 1924, S. 207ff.; Werner Braun, Die Bedeutung der 四二頁以下、高橋敏雄「主観的違法性と客観的違法性」同・違法性論の諸問題(昭和五八年)一頁以下等々多数の文献がある。 違法と客観的違法」同・刑法における違法性の理論(昭和四九年)五五頁以下、竹田直平・法規範とその違反(昭和三六年)二 subjektiven Unrechtselemente für das System eines Willensstrafrechts, 1936, S. 3 u. s. w. わが国では、佐伯干仭「主観的
- (3) Friedrich Oppenhoff, Das Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich, 10. Aufl., 1885, §53, Anm. 10(ただし、私が被見し えたのはその第一一版・一八八八年であるが、同一の指摘がなされている); dazu vgl. Waider, a. a. O., S. 83ff
- Karl Binding, Die Normen und ihre Übertretung, Bd. II, 1. Aufl., 1877, S. 194; ders., Bd. II, 1. H., 2. Aufl., 1914, S. 611f.
- (15) Vgl. Waider, a. a. O., S. 84 Anm. 11.
- (©) Mezger, Strafrecht, 3. Aufl., 1949, S. 236 Anm. 16.
- 7 求され、加えて、「意識 (Bewußtsein)」と「意思 (Wille)」との間が区別されているが、その性質、構造および問題には触れら Bd. I, 1885, §150, III, S. 750 und dort Fuβn. 66(もっとも、最後の Handbuch では、なるほど正当防衛において防衛意思が要 れず、ましてや解釈学上の基礎については提示されていなかったのである [vgl. dazu Steinbach, a. a. O., S. 96])。 Binding, Normen, Bd. II, 1. Aufl., S. 194; Bd. II, 1. H., 2. Aufl., S. 612; so auch Binding, Handbuch des Strafrechts,
- (∞) Vgl. Mezger, GS Bd. 89, S. 304.
- (๑) Staab, a. a. O., S. 20 und dort Anm. 1.
- (10) ビンディングの理論が依然實任を中心とした主観主義的犯罪論体系であるという点について、たとえば、荘子邦雄「故意の体 系的地位()」刑法雑誌一四卷一号(昭和四〇年)三九—四〇頁等参照。

u. s. w. なお、増田型「刑法規範の論理構造と犯罪論の体系」法律論叢四九卷五号(昭和五二年)一一三頁注句、高橋・前掲忠 griff im Strafrecht, 1903, S. 48ff.; Armin Kaufmann, Lebendiges und Totes in Bindings Normentheorie, 1954, S. 145ff ディングが主観的違法論者か否かの評価を巡って昔から争いがある。Dazu vgl. Eduard Kohlrausch, Irrtum und Schuldbe なお、「主観的不法 (subjektives Unrecht)」と「客観的不法 (objektives Unrecht)」との両概念の多義性とも関連して、ビン

- 一二頁以下帶參照。
- (🖺) Maximilian von Buri, Abhandlungen aus dem Strafrecht, GS Bd. 29, Beilageheft, 1878, S. 107.
- (🖺) Ludwig von Bar, Gesetz und Schuld im Strafrecht, Bd. III. Die Befreiung von Schuld und Strafe durch das Strafgesetz, 1909. S. 206.
- (王) v. Bar, a. a. O., S. 206-207. Vgl. auch Staab, a. a. O., S. 4f.; Waider, a. a. O., S. 84 Anm. 11.
- (\mathfrak{S}) Günter Spendel, Gegen den "Verteidigungswillen" als Notwehrerfordernis, in Bockelmann-Festschr., 1979, S. 247f.; ders., Lepziger Kommentar (10, Aufl.), 1985, §32 Rdn. 138.
- (\$\mathbb{G}\$) Rechtsprechung des Reichsgerichts in Strafsachen, Bd. 4, 1882, S. 804ff.
- (△) RGRspr. Bd. 4, S. 805.
- (≅) Vgl. Waider, a. a. O., S. 85.
- (의) Vgl. Spendel, Bockelmann-Festschr., S. 247f.
- (S) RG; in: GA, Bd. 45, 1897, S. 272.
- (云) RG GA, Bd. 45, S. 272.
- (S) Vgl. Rudolf Schmitt, Subjektive Rechtfertigungselemente bei Fahrlässigkeitsdelikten? -OL G Hamm N JW 1962, 1169, in: JuS 1963, S. 64; Steinbach, a. a. O., S. 92.
- (S) RG; in: Deutsche Strafrechts-Zeitung, 1916, S. 250.
- (云) Waider, a. a. O., S. 86; Steinbach, a. a. O., S. 96.

第三節 今世紀における展開

概観――古典的不法論から新古典的不法論へ

界にとって認識可能でないもの(主観的・精神的要素)は責任の問題にとってのみ役割を演ずるものと考えられ 主義的体系においては「規範的異物」なのではあるが、その体系内的矛盾を「法実証主義」が補塡したのである。 よび初期のリストにおいては、違法とは法秩序に違反することだとされ、形式的・規範的性格が強く、その自然 害、すなわち、結局のところ外界を可視的に変更し、したがって、自然科学的認識方法の手助けをもって把握さ は)。そこで、他方人格としての惹起する人間は、不法の領域では評価されず、すべての内心的なもの、すなわち外(゚゚゚) それ故、古典的体系の基礎としての違法性の純客観的性格は、レフラーによって擁護されていたものといえよう れかつ概念づけられうるものとして、客観的なるものを絶対化する不法観を樹立した(もっとも、ベーリングお(~) 一九世紀に時代を風靡した自然科学的思考(科学的実証主義)を社会・哲学的背景として、因果的な法益侵 その首唱者として、V・リストおよびベーリングが挙げられる古典的不法論 (klassische Unrechtslehre)

なるもの、すなわち、違法と責任との峻別は一切の刑法研究の出発点となった。(マ) かような不法観は世紀の転換期を経て今世紀にまで広く影響を及ぼし、一方で客観的なるものと他方で主観的

グリュンフートがスローガン的に、「論理的な規範解釈から評価的意味理解 (wertende Sinnerfassung)~」と特 とんどすべての要素に及ぶ一連の根本的な修正を余儀なくさせた。かような犯罪観へと導いた変遷の原因こそは、 に、西南ドイツ学派) に基づくいわゆる新古典的不法論 (neoklassische Unrechtslehre) によって、犯罪体系のほ だが、刑法的自然主義に基づくリスト=ベーリングの体系は、今世紀への転換後間もなく新カント哲学(特

うとする目的論的不法概念 (teleologischer Unrechtsbegriff) が登場したのである。 る形式的な違反」)に代って、刑法典に基礎を置く目的 (Zweck) によって、犯罪の一般的メルクマールを解明しよ 色づけたところの方法論的前進における変更であった。純形式的な不法の考察(法実証主義的な「法規範に対す

判断にとって重要であり、他方、主観的違法要素は個別的論証を要する例外的性格としてのみ承認されていたに するにすぎない。故意、意図 (Absicht) および過失といった主観的な処罰条件は、本説によれば、 範は――命令説とは異なり――不法判断にとって重要ではない。それは、行為者の人的な責任の問題にだけ関係 る者の外部的に秩序づけられた共同生活を保障する」ために存しよう。それに相即して、(不法) 規範の機能は、(3) であるが、もっとも、新古典的不法論は原則的に客観的不法考察の必要性を固持していた。法は、「法に服してい 「この秩序に背反するもの」を確定することに限定される (客観的評価規範)。 個々人の名宛に向けられた決定規 かような目的論的不法概念から出発して、実質的違法論の展開、主観的違法要素の承認等が一般化してゆくの 原則的に實任の

りながら、以下若干の検討を加えてみたい。

では、かような違法論における変遷が「防衛意思」の問題にどのように反映したかを、

個々の学説・判例に当

- (-) Vgl. z. B. Steinbach, a. a. O., S. 14ff.; Bernd Schünemann, Einführung in das strafrechtliche Systemdenken, in : Grundfragen des modernen Strafrechtssystems, 1984, S. 19 u. s. w
- (\approx) Beling, Die Lehre vom Verbrechen, 1906, S. 31.
- (α) v. Liszt, Lehrbuch, 2. Aufl., 1884, S. 94.
- (4) Dazu vgl. Schünemann, a. a. O., S. 20
- 5 Alexander Löffler, Unrecht und Notwehr. Prolegomena zu einer Revision der Lehre von der Notwehr, ZStW Bd. 21,

- (σ) Vgl. Hans-Heinrich Jescheck, Grundfragen der Dogmatik und Kriminalpolitik im Spiegel der Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, ZStW Bd. 93, 1981, S. 8.
- zur Reform des strafrechtlichen Unrechtsbegsiffs und der Regeln der Gesetzesanwendung, 1985, S. 87 u. s. w. なお、内藤 Vgl. z. B. Steinbach, a. a. O., S. 14ff.; Dietrich Kratzsch, Verhaltenssteuerung und Organisation im Strafrecht. Ansätze 「目的的行為理論の法思想史的考察円」刑法雑誌九巻一号 (昭和三三年) 三頁以下、拙稿 「オーストリアにおける現代的犯罪論
- Max Grünhut, Strafwissenschaft und Strafrechtspraxis, 1932, S. 13.

の展開」金沢法学二八巻一号(昭和六〇年)四頁以下等々参照

- (Φ) Kratzsch, a. a. O., S. 87f.; Schünemann, a. a. O., S. 27f. u. s. w.
- (コ) Vgl. z. B. Mezger, GS Bd. 89, S. 239ff.; ders., Lehrbuch, 3. Aufl., S. 163ff.; v. Liszt-Schmidt, Lehrbuch des deutschen (의) Vgl. Mezger, Die subjeptiven Unrechtselemente, GS Bd. 89, 1924, S. 242; ders., Lehrbuch, 3. Aufl., 1949, S. 164
- Strafrechts, Bd. I, 26. Aufl., 1932, S. 174f.
- (12) Vgl. Kratzsch, a. a. O., S. 88f. なお、拙稿・前掲金沢法学二八巻一号八頁以下等をも参照

五年〕等の一連の論者によって動揺せしめられたのは周知のことであろう)。それ故、今世紀初頭は主観的要素が(4) たコールラウシュ〔一九〇三年〕、、フェルネック〔一九〇三、一九〇五年〕、グラーフ・ツー・ドーナ〔一九〇 が存在するという点で一致している。熱心に探したにもかかわらず、私もまた反論を発見しえない。」と表明しえ 所為の不法の客観的性格に影響を及ぼすという認識、すなわち、主観的違法(ないし正当化)要素の問題は、時 たのである(もっとも、このレフラーの「客観的不法の承認における一致」という表明は、その直後に公表され づつけたものの、まさに今世紀初頭 (一九○一年) にレフラーは、「近年の全くたくさんの諸文献は、客観的不法 | さて、一九世紀後半から末にかけての主観的違法論と客観的違法論との激論を経て、なおその余燼は燻り

断にとって、行為者が追求した目的が原則的に願慮されないというところにも明らかに現われる」のである。そ のことは適法行為、したがってまた「防衛意思」に関しても、「適法な行為は、違法な目的がそれでもって獲得せ のみ問題となりうる純粋な例外であった。したがって、何といっても、「違法性の純客観的意義は、その存否の判のみ問題となりうる純粋な例外であった。したがって、何といっても、「違法性の純客観的意義は、その存否の判 殊規定」(たとえば、民法二二六条のシカーネ禁止、刑訴法一二七条の警官の逮捕権限、軍刑法四七条)において 論』)には、行為者によって追求された目的が行為の適法ないし違法性に影響を及ぼすということは、 たま浮上したにすぎない。全くついでに行なわれた確定に何らの意義も帰せられなかった。(マ) とりわけ法実証主義に基づく形式的客観的違法論から出発するベーリングにとっては、依然一九〇六年(『犯罪 若干の「特

当な利益の擁護〕、民法二二六条、事務管理)をやっと脚注で触れているにすぎないのである。 点筆者) と述べ、ただ、客観的違法性にとっての主観的要素の構成的意義の可能性 (たとえば、刑法一九三条 (正 する「かような無価値判断は、質任要素あるいは意思要素も関与するかどうかと無関係に下されるのである」 (傍 反として違法性を捉えるなら、論理的には純客観的以外の何ものも把握されえない」とし、それ故、その中に存 また、同じく形式的客観的違法論から、ナーグラーも一九一一年の論文において、「客観的法に対する単なる背

場合でも適法である。」として、防衛意思が明示的に否定されているのである。

避のために必要な防衛として客観的に示めされる行為は、何ら防衛目的 (Verteidigungszweck) が追求されない

んとされているということで違法となるわけではない。そこで、正当防衛行為、かくして現在の違法な攻撃の回

するモノグラフィーは、――主観的違法要素の理論に正面から取り組んだ最初のものとして、かような現象によ シャーは民法学者としてこの問題を論じ、したがって専ら民法上の正当化事由を取り扱ったが、にもかかわらず、 り大きな射程を与えたのだが――主観的正当化要素の問題をもより詳しく論じたのである。もっとも、フィッ 一 さて、前記のナーグラー論文が公表された一九一一年に、既に公刊されていたフィッシャーの違法性に関 ○四条の緊急避難の諸事例等にも顧慮しようとするのである。 (エン) 主観的要素を、フィッシャーはさらに民法二二九条の自救行為および刑法五四条ならびに民法二二八条および九(m) で、まさに攻撃してきた相手を激昂して打倒する者は、正当防衛で行為するものではない。」と。そして、同様ので、まさに攻撃してきた相手を激昂して打倒する者は、正当防衛で行為するものではない。」と。そして、同様の 神聖にする。しかし、旧怨からまたは単に復讐心のみから攻撃者を侵害し、または長く続く殴り合いのある段階 ず、それは――たとい報復という副次目的が存在しうるとしても、正当防衛を排除することはないが――手段を 実 (äußerer Tatbestand) ではなく目的 (Zweck) である。 防衛目的 (Verteidigungszweck) が支配しなければなら な目的が違法性を喚起するように、正当防衛にあっても違法性を阻却するか否かにとり決定的なものは外部的事 とである。そして、特に第一の要素である防衛意思につき、彼は次のように述べている。「シカーネ禁止で不道徳 と、第二に、正当防衛状況は正当防衛行為者によって負責されることなく生じたのでなければならないというこ 的正当化要素を要求した。まず第一に、正当防衛行為は防衛意思によって担われていなければならないというこ

izei)を導入することに対し警戒してはいたのである。(ユヒリ その際フィッシャーは極端な主観主義の危険をも十分認識し、特に法が心情警察 (Gesinnungspol-

することになるのである。 り批判すらうけたのであって、刑法学の領域では一九一五年、実定刑法の個別現象の考察および目的論的な方法 と体系性から出発したヘーグラーおよびM・E・マイヤーにおいて初めて、主観的違法要素の原則的意義が浮上 だが、フィッシャーの見解は当時刑法学界に余り影響を及ぼしえなかったのであり、M・E・マイヤー等によ

ンゲン大学の就任講演において展開した。この講演は刑法体系一般に対する理論史的意義を獲得したのであり、 ヘーグラーは主観的違法要素の理論を刑法において初めて、「犯罪のメルクマール」 に関する彼のチュービ(ユ) 彼の研究は刑法にとっても重要であった。すなわち、正当防衛につきフィッシャーは、通説に反して二つの主観

として目的 (Zweck) および下位目的 (Unterzweck) に方向づけることが明らかとなるのである。」 めて、しかもそのときにのみ十分な理解が可能であるという考慮から構築しようとする。「そこから、体系の理念 示しているすべての意思表示において担われている目的理念を探究し、かつ徹底してそれに基礎を置くときに初 的論的考察方法を刑法領域に転用しようとした点である。チュービンゲンの教職の彼の前任者であるベーリング(ミミ) は彼と異なり、「刑法の目的論的体系をスケッチしよう」と試みたのである。彼は刑法の体系性を、法の諸領域が(3) は、犯罪概念を圧倒的に形式的観点から基礎づけ、形式的カテゴリーに基づく刑法体系を構想したが、ヘーグラー とりわけ彼の方法論、すなわちチュービンゲン民法学派、いわゆる「利益法学」(リューメリン、ヘック等)の目(2)

行為者の人格内の一定の心理的要素がなお付加されようときにのみかような評価に至りうるということを明らか 連の犯罪の記述から、立法者が記述された外部的態度そのものだけで社会侵害的なものと判断するのではなく、 うに言わなければならないとする。「かような利益侵害を意味するのは常に外部的態度であるが、しかし常に外部 すなわち客観的要素に基づいて規定しようとする。だが、ここで形式的にではなく、彼の目的論的考察から違法(&) にする(例として、刑法二四二条の窃盗、同二六三条の詐欺)として、主観的違法要素を基礎づける。 的態度だけであるわけではない。」刑法典の一定の構成要件に関してはかような見解に至らざるを得ず、それは一的態度だけであるわけではない。(ミン) の実質を法秩序によって利益侵害として否認される(社会侵害性)外部的態度としながらも、正確には以下のよ もちろんへーグラーも、原則上犯罰とは形式的に法秩序が刑罰という効果を結びつけている人間の外部的態度、

神的メルクマールが行為者において要求されるように構築されているとして、既に未遂の故意を主観的違法要素 (Delikt mit überschieβenden Innentendenz)」の中に含め、ここでも法律規定は外界に何らそれに対応しない精 として認めていたという点は重要であろう。 なお、これとの関連で付言しておくと、ヘーグラーは刑法四三条の未遂犯をも「超過する内心傾向をもつ犯罪

さもなくば利益侵害的な態度からこの性格を奪い取り、目的が手段を神聖にするべきなのかは理解できない」と 手段等)が『違法性』を阻却するなら、なぜに主観的になおそれに相即する目的(防衛目的、 され、正当防衛における防衛意思についても、「客観的に要求されるもの(客観的に必要な防衛手段、利益擁護の ける主観的要素については、ヘーグラーは「どうして一定の主観的な目的、意図、もしくは見解の単なる存在が、 もっとも、これらに対し前記のベーリングやナーグラーがその一般的可能性に論及していた違法阻却事由にお 利益擁護目的)に

よって担われるべきなのかは不明確である」として明示的に否定されているのである。(ヨ)

目的論的考察方法と因果的考察方法との対立の中にあると説明した(教師の懲戒行為等の例)のである。(3) ある」として、主観的違法要素と責任要素との対立は目的 (Zweck; Wozu)と動機 (Motiv; Warum)、すなわち しかもかような主観的要素を違法性の「真の」メルクマールとして表示し、特に實任要素から限界づけた(メフィ 的を顧慮することなく確定されうるかどうか」を問題にして、周知のように「主観的違法要素」の概念を使用し、「ヨト ら相互に独立して、行為の客観的違法性は常に外界の中に存在する要素についてのみ、すなわち、「常に主体の目 ストの誘惑に従った若い医者の例)のである。その際、彼はヘーグラーと同様「違法性の確定は目的論的考察で また、他方M・E・マイヤーもヘーグラーとほぼ同時に(一九一五年)、しかも方法論的に同一方向にありなが

テーマである防衛意思については何ら触れるところがなく、これを要求していないのである。(ヨ) の存在を肯定したのである(たとえば、シカーネ禁止、治療目的、懲戒目的等)。が、しかしマイヤーも、 かようにして、マイヤーはヘーグラーと異なり違法阻却事由について様々の場合に主観的違法(正当化)要素 他方、既に諸文献では「防衛意思」(とりわけ、主観的目的=「意図 (Absicht)」の意味における) を要求す 本稿の

九一五年四月一五日)には、ライヒ裁判所第四刑事部によって防衛意思の必要性が明示的に初めて要求されるに るもの(フランク)。も散見されていたが、前記のヘーグラーおよびM·E·マイヤーの見解が公表された同年(一

ウゼンのコンメンタールに受け入れられたのである。(42) することが問題でない場合には、かような前提を欠くものであると判示したのである。これは、 けることだけが問題であって、かくして、彼の財産の占有を保持し、あるいは彼の人格に差し迫った危険を回 彼によって認識されなかった干し草泥棒を、その確認が容易となるように傷害を与えることではっきり目印を付 み、 至ったのである。(39)(40) 防衛行為ということが語られうるのである。」(傍点原文隔字体)とされ、 すなわち、「正当防衛状況にある者の意思が違法な現在の攻撃の防御に向けられていたときにの 拳銃を発砲する際に、 即座にオルスハ 行為者には

やや詳細に記しておく より明確に打ち出すに至った。本件事実の概要は比較的単純であるが、その判示内容はかなり複雑なので、以下 年)、それはその後のメツガー、ジーバーツ等に受け継がれ今日まで同様に強調されるに至るのである。(モヒ) 攻撃防御の「意図 (Absicht)」(ないし「動機 (Motiv)」)との区別がケーラーにおいて明確に区別され(一九一七 その後間もなく、従来十分に区別されてこなかった「防衛意思」につき、 さて、ライヒ裁判所第四刑事部は一九一五年の明示的判決に続き、一九一九年一二月一九日の判決で必要説を 正当防衛状況の「知見 (Kenntnis)」と

〈ライヒ裁判所一九一九年一二月一九日 第四刑事部判決〉(4)

うちに、 密猟者達、 達と出会し、そこで彼らに停止を要求したにもかかわらず停止しなかったので、威嚇の一発を発砲した。その後 林作業員等によって見つけられた。Pの指示で二挺目の銃を取りに行った森林作業員Mは立ち戻る際に、 被告人Mは多くの仲間とともに狩猟 (密猟) をしているところを、森林監視人 (Waldaufseher) Pおよびその森 双方から射撃が交わされたが、それらのどれも当たらなかった。最後に、Mがカービン銃で射った弾丸 特にMは彼らを追跡してきたM、Pおよび彼に同伴していた作業員らに発砲した。追跡を続けている 密猟者

がMに当たり重傷を負わせた。Mは、特に重傷害の罪(刑法二二三条、二二三条a)で有罪判決をうけたのであ ライヒ裁判所は、重傷害につき原審を破棄・差戻した。

が考えられよう。 「さて、正当防衛ならびに誤想防衛 (der echte wie der vermeintliche Notwehr)の前提は、 と誤認していたとするなら、故意の欠如に基づき故意の傷害は排除され、 を「威嚇射撃」としており、したがって、密猟者を当てようとせずそのような方向へ発砲されていなかったとす 猟者達に射撃する権限はなかったということになる。よって、Mが第一撃を密猟者に向け発砲することは攻撃を てMもPも森林保護官 (Forstschutzbeamte) として認識しえなかったと主張しており、これを是認すれば、Pは密 なかった(法令に規定する制服着用、ないしは官の標識を備えていなかったからである)。したがって、Mはかえっ るように委託されただけであって、射撃を委託されたわけではない。しかも、P自身も密猟者を射撃する権限は über den Waffengebrauch der Forst-und Jagdbeamten vom 31. März 1837)、しかも、MはPから銃を持って来 射したMは森林官(Forstbeamter)ではなく作業員にすぎず、武器使用の権限はなく (nach §1 des Pr. Gesetzes 対し、PとMは密猟者達を追跡するだけではなく、彼らに発砲した点において問題がある。つまり、第一撃を発 権限があり、逮捕の試みおよびそれに役立つ追跡は違法ではなく、追跡に対する正当防衛は排除される。それに びにその他の作業員によって追跡されており、 しようとするかぎりで権限があった。つまり、密猟者達は狩猟違反の現行犯で発見されており、 ライヒ裁判所によれば、森林監視員Pおよび作業員、特にMは、彼らが抗告人Mおよびその他の密猟者を逮捕 刑法五三条の正当防衛が問題ではない。ただし、本件で彼らが反撃を正当防衛によって要請されている 被攻撃者は刑法五三条で正当防衛をなし得ることになろう。もっとも、ラント裁判所はMによる第一撃 刑訴法一二七条によればだれでも、特にMは彼らを暫時逮捕する 誤想防衛についての原則の適用可能性 PおよびMなら 防

うか、あるいは追捕者が依然として彼に発砲するだろうと考えなかったかどうか等についてほとんど述べられて ならないときには反撃を思い止まることは期待されえないのであり、また、彼の身体の安全および不可侵につい 法律の適用の誤りに基づくものであり疑問がある。被告人は正当な利益を犠牲にし、あるいは危険に曝されねば 護官」にとって更に射撃を行なう「原因」はなかっただろうとすることで武器をもってする防衛の必要性を否定 によって選択された防衛が誤まって必要なものと考えられたとするなら被告人には五九条が適用されるであろ おらず、これらすべては事実審裁判官による更なる解明を必要とする。云々。 に曝されていたのである。そこで、抗告人が停止した場合相手方からの射撃が中止されるだろうと認識したかど ての利益が権限のあるものであり、 う。すなわち、被告人は射撃から免れえた、つまり、彼が停止し逮捕されたとするなら、それによって「森林保 存した場合に、抗告人によって選択された防衛が防御のために必要であったかどうかは不分明であり、 抗告人がカービン銃でMに向けて発砲したとき不当な射撃に対する防衛のみならず更なる追跡の阻止という意思 うと欲していた」とするなら、彼(M)の行動は違法であり、したがって五三条も五九条も適用されない。だが、 したラント裁判所の判決理由は、 いて五三条あるいは五九条によって不可罰なものとしても考えられうるでもあろう。 から行為したとも考えられ、かような場合、本件において「故意の不可分性のために」彼の射撃をその全体にお えるように、抗告人は作業員Mを「かような方法で更なる追跡を不可能ならしめるために、実際に当て傷害しよ で発射した場合には、 御の意思 (der Wille der Abwehr) である。それが欠け、そして抗告人がMに対する射撃を専ら他の意図 (Absicht) 刑法典五三条の本質的メルクマールが欠落するであろう。」そこで、もしラント裁判所が考 Mは森林保護官であり、 これらの利益は追跡者が近づき、その際更に発砲するなら、 彼およびPは射撃のために権限があったとする上記の また、 現在の違法な攻撃が 停止すれば危険

は、刑法典五三条の本質的メルクマールが欠落する」という点であり、さらに、本判決では、行為者は彼の行為(4) ものとして考えるべきであるとする点である。かくして、被攻撃者が防衛とならんで他の目標を実現しようとす の際に他の意図とならんで防衛の意図をもっていたときには、「故意の不可分性」 のために五三条により不可罰な(4) 連で重要なのは、「さて、正当防衛ならびに誤想防衛の前提は、防御の意思である。それが欠け…… (る) 場合に 以上述べたように、本判決は正当化行為の必要性の誤認等いくつかの論点を含んでいるが、本稿テーマとの関

止するという結果を客観的にもったということは、この防御が欲せられていなかったときには十分なものではな vermeintliche Notwehr) 自ら防衛するという意思が必要である。 行為が実際上自己または他人の違法な攻撃を防 い。」とされていたのである。 なお、本判決はまた、ローベに継承され、「正当防衛ならびに誤想防衛にとって (für die rechte wie für die

る状況は、ライヒ裁判所の見解によれば正当防衛を排除するものではないのである。 (場)

べきことを強調する。 規範的目的論的考察であり、自然主義的視点ではなく規範的視点においてのみその基本問題は正当に捉えられる ザウアーは一九二一年の彼の著書『刑法の基礎』で、文化(価値)科学、特に法律学に固有のものこそは(50)

暫時有實な重大な不法と定義する。(52) 罪しなければならない。したがって、刑罰の二つの前提は重大な不法と責任である。そこから逆に彼は、 ザウアーは刑罰の任務から彼の体系を展開する。刑罰は重大な不法に報復しなければならず、同時に實任を瀆 犯罪を

の価値努力に関する (国家的) 社会の価値判断である。」適法性は有利な、違法性はこの種の不利な価値判断であ 法の本質につき、法は国家目的の規範的表現、特に彼の価値論の観点から換言すると、「法はこの社会内部の個々 さて、法の対応物としての違法性は、彼にとって一切の刑法体系の第一の、かつ支配的な概念である。そこで

sabsicht) および詐欺罪における利得の目的 (Bereicherungsabsicht) を認めるが、 あり、 が、構成要件該当性あるいは違法性を根拠づけうるものではない。」 不法の客体はその有害な結果の一般的傾向 目標が決定的である。 体を形成するのではなく、 もつ外部的態度であり、態度も結果も外部的なものでなければならないだろう。「行為者の個別的目的 外を認めない。特に、違法阻却事由においては一切の主観的要素を峻拒する。すなわち、「決して純主観的な要素 ħ ザウアーによれば、 にもかかわらず、違法行為(外部的態度)へと非難可能的に自由に意思決定したこと」だと定義される。そこで、 序)の無価値判断(『非難』)として」、簡潔に述べると「責任とはその違法性を知り、あるいは知るべきであった 価した、あるいは評価すべきであったにもかかわらず、社会侵害的な態度へと自由に決定したという社会 より害するところが多い態度が違法である。」とされる。 性の実質的内容は、 れに対し、具体的評価の際にその尺度で比較される大きさは、結果なのである。」と。かくして、彼によれば違法 価されるべきかどうかについては、結果が決定するのである。 より合致する、 違法性判断の対象は外部的態度、 その際、 彼もまた主観的構成要件要素の意味における例外を承認し、窃盗罪における領得の目的 (Zueignung |評価の尺度に関して、ザウアーにとっては、「法律的な根本原則」として国家目的に背反するという すなわち国家に害するというより益するところの価値努力、 違法性と實任とは評価の尺度のみならず、とりわけまた対象に関しても原則的な峻別がなさ 客観的に把握された「その一般的傾向によれば、国家およびその構成員にとり益するところ - そこで、その「法的評価はなるほど人間の態度に結びつく。だが、これがいずれにせよ評 所為の一般的目的、 **資任非難の対象は精神的要素のみでありうるとする。しかしこれは原則で** 実在的目的、 他方、責任は「個人がそれを社会侵害的なものとして評 行為の一般的傾向が然るのである。行為は客観的に 評価の客体は、その性質上人間の態度であり、そ 態度を個々の国民に要求する国家の ヘーグラーのように更なる例 は評 価 0

解釈すべきであり、それに内在する目的が探究さるべきである。その問題は以下のごとし。所為は客観的にいか

為者もそれに相応する、しかも実際上めったに明確に定め難い心情から行為したということに適法性が依存せし るとしても、適法なのである。「国家は、客観的に国家に有益な行為が遂行されたときには喜ぶべきであり、行(8) 以上に益するものなのか。」と。かくして、ザウアーは、たとい教師が同時に生徒の父親に対する復讐をなそうと(6) められるべきではないものと、われわれは考えるのである。」また、しばしば引用されるシカーネ禁止条項(民法 訴権などの行使も、たとい官吏等が彼の法律を充足する行為をもって同時に実際上許されない別の目的を追求す は道徳と法との限界を混同するという重大な誤りを犯すものである。したがって、その他、訴追権、逮捕権、 える。v・バールやM・E・マイヤーといった論敵がここで違法な傷害のかどで処罰しようと欲するなら、彼ら しても、客観的に教育に奉仕しそれ自体通常の限界を保持している教師による生徒の懲戒を常に適法なものと考 に理解すべきか。そして、それから次のように問うべきである。この種の行為態様(!)が、国家等々に害する 告

社会にとってのその所為の客観的価値に重点を置くべきである。」しかるに、「反対論者はただに法と道徳の関係(g) るのである(M·E・マイヤー=筆者注)』。」と。以上のように、ザウアーは、防衛意思を要求することは法と(g)(g)(g)(g)) 的違法性の概念をほんの少しでも放棄すれば、責任はその前提と合流することになって、すなわち、混乱が生ず れる」のである。けだし、「法秩序は、行為者の善き意思に法と不法の問題を依存させてはならず、それは専ら、 解は、「全く明らかに明確な法律規定と矛盾する」のであり、それでもって「実際上全く余計な尺度が付け加えら われが見たように、責任は違法性を前提とする、すなわち、責任は行為者の心理の違法性への関係である。 る。責任を基礎づける要素、したがってまた責任そのものが同時に違法性を根拠づけることになる。だが、われ のみならず、違法性と責任のそれをも誤認するものである。けだし、彼らは前者を後者に依存せしめるからであ かようにして、ザウアーによれば、正当防衛および緊急権の諸事例につき防衛意思等主観的要素を要求する見

二二六条)も、行為者の主観的目的ではなく所為の客観的目的が問題だとする。

道徳の混同、 更には違法性と責任との混同をもたらすものだと批判し、防衛意思を徹底的に否定していたのであ

触れるにとどめたい。 かの有益な論稿が存するので、ここでは本稿の課題との関連で、主観的違法阻却(正当化)要素を中心に簡単に のである(なお、周知のごとく、第二論文「刑法上の構成要件の意義について」〔一九二六年〕は、第一論文で(元) 簡単に触れられた主観的違法〔構成要件〕要素につき、実定法に基づく詳細な理論化に主眼点が置かれている)。 ているのであるが、にもかかわらず、かような主観的要素との関連で違法阻却の問題が重要な課題とされている 論文では、 次に、主観的違法要素を特に独立の課題として最初に扱ったメツガーの「主観的不法要素」 (一九二四年) 本論文の半分以上が学説史、原則的な不法と實任の区別、主観的違法要素の根拠づけに割り当てられ メツガーの客観的違法論ないし主観的違法(構成要件)要素の理論については既にわが国でもいくつ

すなわち、法秩序が行為者に他人の利益侵害を許容するが、そのために彼に「善意 (guter Wille)」を要求する諸 的要素をも顧慮することを要求するのである。」(傍点原文隔字体)として挙げる三つの場合のうち第二の場合、(マイ) 追求は、そのように粗雑かつ外面的に捉えられるものではない。最大利益満足の原則それ自体は、 則的に客観的な利益侵害である」)をもってしても、「かような利益侵害が常に他人の利益に反して向けられた者 れる。」だが、「この異論なき原則から例外なき命題」を作り出すことはできない。客観的不法の原則(「不法は原 の『主観的』意思方向と独立に規定されるべきだということは述べられないのである。繊細で複雑な人間の利益 理的性質のものである。」したがって、「不法は原則的に客観主義的に、責任は原則的に主観主義的に方向づけら 察すれば利益侵害である。賈任は行なわれた不法に対する関係においてのみ思考可能であり、 メツガーによれば、「不法は形式的に考察すれば抽象的な『名宛人なき』規範に対する違反であり、 この関係は常に心 かえって主観 実質的に考

みが教えうるのであるとする。 事例が特にここでは重要となる。そして、かような観点がいかなるところで個々的に承認されるかは、実定法の

den Interesses)」)か、あるいは②不法を法にまで高めるより高く評価される他の利益が、この利益に対立する(「優 る場合(正当化事由が与えられている場合)については二つの要素が決定的であるとする。すなわち、それは⑴ 的構想に基づくというよりはむしろ、これら問題諸領域のカズイスティッシュな処理から生じたものといえよ 化事由が区別され、それぞれ個別的な検討が加えられる。だが、以下でみるように、その諸帰結は完結した理論 越的利益の原理 (Prinzip des überwiegenden Interesses)」かであるとして、この彼の有名な二つの原理から正当 何かある根拠からさもなくば不法において侵害される利益が欠落する(「利益欠缺の原理(Prinzip des mangeln-そこでメツガーは違法阻却事由につき、不法がその実質的内容上利益侵害であるなら、不法が例外的に欠落す

求しているのである。(8) する」のである。その他、推定的同意や事務管理などでも必要な客観的条件とならんで、行為者の「善意」を要(w) 被害者の同意では行為者の「内心の」「主観的」 意思方向が同意の内容と一致することを要して は「治療目的」を必要とし、「ここでは『行為者の主観的目的』は正当化事由の適用にとって決定的意義を獲得は「治療目的」を必要とし、「ここでは『行為者の主観的目的』は正当化事由の適用にとって決定的意義を獲得 まず前者の「利益欠缺の原理」による正当化には、被害者の同意、推定的同意、事務管理の諸事例が挙げられ、(②) 同様に医療行為で

――たとえば、法定刑の枠内における刑の量定、教育権の行使など――は、行為者の「主観的目的」が適法性に 義務)によって、あるいは行為者の特別の緊急権によって根拠づけられるが、これらは原則として客観的に考え 次に後者の「優越的利益の原理」による正当化は、行為者の特別の義務(特に公務上の、職業上の、教育上の(55) 主観的目的は重要ではないとされる。ただ、ここでも「裁量処分 (voluntives Ermessen)」の場合

可能な要求へと導くだろう。……刑法五三条は、主観的正当化要素を何ら含んでいない。」(傍点原文隔字体)と 状況の確定に際してその時々になお特に行為者の主観的目的を検討すべきであるという必要性は、 は 避のために必要な』防衛が問題となる。実際上も、 限界づけられ決定されるべきであるという何の根拠も明らかとしない。明白かつ明確に『現在の違法な攻撃の回 定する何の根拠もないとされ、「防衛意思」との関連で以下のように述べている。「『主観的』不法(正当化)要素 れている。 とって決定的とされるが、それ以外の覊束処分や義務の衝突、さらに緊急権では厳格な客観的判断が必要だとさ そこで緊急権、 常に特別の証明を必要とする。だが、刑法五三条は偏見のない検討にあっては、ここで主観的尺度によって 特に正当防衛につきメツガーは、 客観的解釈だけで満足しうるのである。 刑法五三条の正当防衛規定にあっては主観的正当化要素を肯 すなわち、 訴訟上全く不 正当防衛

観的に』)不法ではないが、それは本説によれば、堕胎目的でその手段の適性性 (Tauglichkeit) を信じて行なうと 要件)要素として肯定しているのである。すなわち、主観的構成要件要素の存在に対する一切の疑念を未遂論に 要素とする見解は主観的未遂論とともに否定されていたが、次の第二論文では、(88) きには不法となる。だが、 に注目するときには、『主観的』メルクマールに従って決定しているのである。けだし、 しえないということははっきりしている。すなわち、一杯の砂糖水のグラスを飲むことは全く確かにそれ自体(『客 ついての指摘が除去するはずだとして、「実務において支配的な主観的未遂論は、『主観的』以外のものでは決定 なお、のちの議論との関連で未遂論について付言すると、メツガーは第一論文では、未遂の故意を主観的違法 たとえば危険説の形式での客観的未遂論も、 われわれが特別の不法類型の観点を適切 未遂の故意を主観的違法 危殆化それ自体(意識的

防衛意思は明確に否定されていたのである。

な危殆化も同じ!)が不法類型を決定するのではなく、広い範囲に及ぶ目的 (=刑法四三条の「決意」) によって

担われた危殆化が然るのである。」 (傍点原文隔字体)として、未遂の故意を主観的違法要素として肯定していたい、、、、、

点は注目しておかねばならないであろう。

を導入したが、それは第二六版(一九三二年)に至り一層明確となったのである。シュミットも、 素の承認を違法性の本質の明確な客観的および実質的規定によって可能ならしめたのである。 E・シュミットはリストの『刑法の教科書』第二五版(一九二七年)を改訂する際主観的違法要素の概念

違法性の確定のための出発点を形成する) ないしは構成要件該当の違法で、有費な行為として定義する。だが、 (%) 違法性と責任との間の相違を、彼はリストとは異なり、メツガーの認識に従って根拠づける。すなわち、違法性 リスト同様、シュミットも一般的犯罪概念は、違法で有實な行為(もちろん、その際構成要件該当性は行為の(タリ)

従って方向づける行為者の主観的能力とは独立に下されるという意味で客観的なのである。この所為に関する法 能するのである。違法性の中に含まれている無価値判断は、一般的もしくは所与の事例において法秩序の要請に まず違法性の確定では法は客観的評価規範として機能し、次に贲任の確認にあっては決定規範(命令)として機 と責任の問題にあっては、当為の対象 (Sollensgegenstand) としての行為の法は二重の機能において対置される。

「1、行為は国家規範、 すなわち法秩序の命令もしくは禁止の違反として形式的に違法である。

的無価値判断は二重のものを含んでいる。

要件要素の存在」を確認するのである。それでもって、客観的違法論における突破口が開かれるのである。「『違(タテ) 法な』という価値判断は、たといこの判断の諸前提に一定の主観的な、すなわち行為者の心理的な要素が属する 分けるが、にもかかわらず、彼もヘーグラー、M・E・マイヤー、およびメッガーの論述に基づき、「主観的構成 かくして、シュミットの犯罪論も違法性に外部的態度を、貴任に行為者の内心的態度を考察の対象として振り 行為は社会侵害的(反社会的もしくは非社会的)態度として実質的に違法である。。'(傍点原文ゴシック体)

。」として、刑法四三条の決意、すなわち未遂の故意は主観的違法要素とされ、その根拠は「未遂の本質」から明(ロ) らかとなるとされているのである。 法要素』として『決意』は、行為が法益に対して向けられ、これを攻撃し、危殆化するという確認を可能にする 褻行為 、゚ピ/ さらに刑法二九二条以下および刑法一八五条等が挙げられるが、最後に、「真のかつ重要な『主観的不 としても、本文の意味において依然として『客観的な』、すなわち行為者の責任に依存しない判断なのである。す マールも違法性にとって構成的意義をもちうる」とされ、たとえば刑法二四二、二五七、二六五、一四六条や「猥(゚゚゚) べての主観的なものが責任に属するわけではない!」かようにして、「特別の構成要件においては主観的メルク

的説」の観点から主観的正当化要素を引き出すに至り、懲戒権も「懲戒者の主観的教育的態度においてのみ」可 のための相当な(正当な)手段として現われるときには、違法ではない。」(傍点原文ゴシック体)とされ、「目かいかいか。(呼) 原理につき、「ある行為が構成要件該当性にもかかわらず、それが国家的に規制された共同生活のこの目的の達成 うかは客観的にのみ検討すべきである。ここで、われわれが専ら実質的不法の観点に依拠しているところでは、 適う主観的正当化要素に出会しうるのである。」としてやや限定的態度をとっていたが、次の二六版では正当化の(゚゚) 客観的尺度以外のものは排除されるのである。類型化された正当化事由にあってのみ立法者の表明された意思に ツー・ドーナ、メツガー等と異なり、たとえば懲戒の違法性につき、「ここでも、懲戒が教育目的に相応するかど 相応する類型化された正当化事由においてのみ主観的正当化要素に出会すとし、M・E・マイヤー、グラーフ・ では、主観的正当化要素についてはどうであろうか。シュミットは依然二五版では、明示的な立法者の意思に 同様のことは刑法一九三条等においても認められたのである。(腑)

本稿の課題である「防衛意思」についてはメツガー等と異なり、終始これを肯定していたのである。すなわち、 かようにシュミットにあっては主観的正当化要素の認められる範囲につき広狭の変遷があるものの、もっとも、

するように、主観的正当化要素も存在する等として、その必要性が主張されている。なお、本文からも明らかな を根拠づける正当防衛の前提のもとで主観的要素を承認するというこのような解釈は、ザウアー (Sauer Grund 出されない。」と。さらに、その根拠として、彼は注で以下のように述べている。本文はフランク (Frank §53 II) 衛する者が専ら防衛の目的のために行為するということは必要ではない。その種の制限は、防衛の概念から引き 三者に対して向けられた攻撃を防衛するということを知ることなしに、他人の法益を侵害する者は、かくして他 ように、シュミットは「防衛意思 (Verteidigungswille)」を要求しているのであって、防衛の動機 (Verteidigungs lagen 345, 349) が述べるように、法と道徳、違法性と實任との混同に導くものではない。主観的不法要素が存在 と一致して、五三条で使用されている防衛という概念の一定の解釈ならびに生活観念との一致に基づく。正当化 人の法益への侵害でもって全く防衛しようとしていない者は、五三条に基づきえない。それに対して、攻撃を防

ランク、グリュンフート、エンギッシュ、ロバート・V・ヒッペル、ホーニッヒ、ヴァヒンガー、ラートブルフ、(E) (E) (E) (E) 多かれ少なかれこれを肯定する立場を表明するに至った。そのうち有名なものをクロノロジカルに挙げると、フ motiv) まで必要としていないという点もここで注意するべきであろう。 である。ここでは、本稿の課題との関連で重要と思われるものの若干の見解を簡単に挙げておこう。 ローゼンフェルト、ジーガート、グラーフ・ツー・ドーナ、ブルンス、ライヒ裁判所第二刑事部、(図) 八 ところで、主観的違法要素の存在については、特にメツガーの研究に刺激される形でかなり多数の学者が ジーバーツ等

した。だが、ヘーグラーとは異なり、これは實任の性格を排除しないものと主張していた。同様のことは後の第 る「目的 (Absicht)」および既遂の故意は未遂において違法性を (ともに) 根拠づけるというヘーグラー説に赞同 フランクは、彼のコンメンタールの第一五版 (一九二四年) において既に、「超過的内心傾向」 の諸事例におけ

「防衛意思によって担われた行為にあってのみ、『防衛』ということが語られる。彼がそれでまさに自己または第

にあるからだ。 行為に属するかどうかは争われている。それは肯定すべきである。なぜなら、この主観的要件は防衛の概念の 挙げるように、その根拠を「防衛 (Verteidigung)」の概念に置き、次のように述べている。「防衛意思が正当防衛 と。なお、既に触れたように「防衛意思」については、フランクはつとに必要説に立っていたが、シュミットが に、それに属する既遂の故意は外部的事象を超えて違法性を根拠づけるにかかわらず、費任に属するのである。 根拠から、 定すれば、 一八版(一九三一年)でも以下のように述べられている。「目的 (Absicht)が関係する出来事が既遂に属すると仮 それがどうして異なって評価されるべきなのかは理解できない。未遂にあっても承認されているよう その目的の責任的性格は疑いのないところであろう。立法者が既遂をより早く現出させているという ر ح

いうことを要求しているが、私見によればそれは不当である。(エム) 判所や文献の一部は、 のために窮迫状態にある者 (der Bedrohte) が正当防衛を行使するかはどうでもよいことである。だが、ライヒ裁 ト、ベーリング、ヘーグラー、ザウアー、メツガー等とともに「いかなる動機から、およびいかなる更なる目的 単に客観的なものが違法性に属するわけではない。」と。だが、他方彼は「防衛意思」については、アルフェル(B) 素)ということが、近時再三指摘されている。それ故、すべて主観的なものが實任に属するわけではなく、 なる。」と表明しながらも、主観的違法要素を肯定する。すなわち、「多くの犯罪構成要件は主観的 (精神的) メ(宮) えられる行為者に関する無価値判断である。前者では犯罪の客観的事実が、後者では犯罪の主観的事実が問題と ルクマール、特に一定の目的の追求を要求しており、その存在が所為の違法性に属する(いわゆる主観的不法要 次にヒッペルは、客観的違法論に立ち「客観的違法性は所為に関する無価値判断を意味する。 彼がいずれにせよまずさし迫った攻撃の防衛のために、かくして防御のために行なったと 」と。その際、その根拠として彼は注で、 **責任はさらに加**

の論拠はいわゆる「防衛」という言葉の言語上の意義にしか依りえないのであるが、しかし防衛とは、事後の客

合」には、「既遂の犯罪は排除されるが、概念上不能未遂が存在する」として、一方で防衛意思の不要説を主張し、ロシ 断が決定的である。」として、防衛意思の不要説を強調する。だが他方、一般にはあまり注意されていないが、(四) 観的判断が必要な防御として認識するところのもの、かくして行為者が行為時に防衛として認識したものと同じ つつも、偶然防衛等の事案の処理につき未遂の可罰性を肯定しているという点は注意すべきであろう。「匠 かし実際には(たとえば、存在したが行為者によって認識されなかった攻撃のために)許容されているような場 ヒッペルはいわゆる「偶然防衛」等の諸事例につき、「その所為が、行為者が表象するように違法であろうが、し く防衛であったということをもまさに十分に意味しうるのである。「原則的に適法性にとっては、客観的事後的判

けて始めて、かくして所為の違法性は行為者の意思方向に依存することがしばしばある」と主張しようとしたの(**) 合に対してだけ、違法性が失われる」として、「防衛目的」を要求する⟩、その他治療行為、職務行為等に主観的(ロ) 反して、民法二二八条、刑法一九三条、刑法五三条(「正当防衛行為は、それが防衛の目的のために遂行された場 て、グラーフ・ツー・ドーナはメツガー説とは「量的差異」についてしか異ならないとし、たとえばメツガーに と免費との対置(S. 122)を指摘しようと努力していた点は看過されてはならないとする。そこで、これと関連し 実的な正当化と心理的な正当化 (Rw. S. 75)、 実在的目的と精神的目的との対置 (Rw. S. 99)、 したがって正当化 であるが、当時メツガー等により違法性と責任を混同するものとして非難を受けたのであるが、彼自身当時、事 曹(一九○五年)において、「法秩序による行為の否認、かくしてその客観的評価は、行為者の目標設定に結び付 およびM・E・マイヤーよりも早く、既に貴任概念の要素に関する論文(一九〇四年)および違法性に関する著 さらに、グラーフ・ツー・ドーナは、メツガーの教科書の書評で(一九三二年)、彼がフィッシャー、ヘーグラー

正当化要素を承認するのである。

その他、ブルンスも彼のボン大学懸賞論文『構成要件の理論の批判』(一九三二年)で、ヘーグラー、メツガー

件要素だとされている)。 保持されたという事実だけでは十分ではない。このような結果は、同時に行為者の動機でなければならない。 として、動機としての「防衛意思」が真の主観的正当化要素として要求されているのである(なお、これに対し 構成要件該当行為の正当化の典型的諸事例は、すべて目的行為 (Zweckhandeln) を要求する。客観的に全体利益が 却事由については、「優越利益」による正当化の場合、すなわち、「正当防衛、超法規的緊急避難、 まさに「既遂の故意は未遂行為を典型的な違法行為にまで高める」ものだとされているのである。他方、 の目的は、未遂では主観的不法要素として現れるのである。」として、メツガー、シュミット説に従っており、(語) 等に従い主観的違法 (構成要件)要素を承認し、特に未遂犯については、「既遂の目的 (Vollendungsabsicht) は現 た犯罪にあっては、それは客観的に攻撃された法益が特別の危険の中にあったということを明らかにする。 実に既遂となりかつ故意のかどで処罰される犯罪にあっては、前置される必要はない。だが、既遂へと至らなかっ 「利益欠缺」による正当化の場合〔同意、推定的同意〕はこれが要求されず、かような場合は真の消極的構成要 義務の衝突、 違法阻 既遂

対する詳細でかつ強力な批判的態度がツィンマールによって示され、ついで、決定的で譲歩を許さぬ反論が、ゴー の関連でこれらの諸見解の若干の検討を加えてみたい。 ルドシュミット、ベーリングおよびリットラーによってなされたのである。もっとも、ここでも本稿のテーマと 以上のように、主観的違法要素の理論の構想はかなりの一般化を示したのであるが、その直後に、

法概念を超えて、彼も実質的違法性を段階づけ可能な社会侵害性の意味において承認し、そしてこの実質的考察 系的基礎から出発する。すなわち、法の任務は人間の社会生活の外部的規制であり、法秩序は第一にわれわれが 人間の態度を測定する評価規範の複合であり、第二に法規範は決定規範(命令)として考えられよう。 ツィンマールは彼のハビリタチオーン『構成要件の理論について』(一九二八年)で、まずメツガーと同様の体

グラーの「超過的内心傾向をもつ犯罪」) は全部主観的構成要件要素をもつ犯罪類型から排除しようとする。これ(エビ すべきものとしたのである。彼によれば、主観的構成要件(違法)要素として承認されるのは、メツガーのいう 新しい何ものかを付け加え、もしくはそれが所為の人的非難可能性を根拠づけるだけなのか、と。かようにメツ 素の存在をも承認するのである。そこで、彼はメツガーと同じ問題提起から、個々の法律上の犯罪記述の詳細な 方法を漸次構成要件に関する個別研究に使用するのである。その際、構成要件をメツガー同様不法類型として考(翌) 該刑法の提立が保護しようと目指したその法益の侵害が生ずるのである。最終結果発生のこの単純なる意欲は、 (Enderforg) と名付けようとするところの構成要件該当的結果の単純なる意欲が存在する。 その発生とともに、 当 (Tat) 」 に取り換えるときに、全困難は解消する。「未遂にあっては、常に所為の、すなわちわれわれが最終結果 chenerforg)を編入してはならない。このことを注目し、「行為」の代りに結果をも包含する言葉である「所為 という言葉の不正確さの中にある。メツガーのように、この概念の中に構成要件の中に現れる中間結果(Zwis 目に価する帰結となる。そのようなことは当然不可能である。」メツガーの誤りは、ここでは「行為 (Handlung) 」 たか、未遂段階に止まったかどうかに応じて、外部的行為の単純なる意欲か意味ある意欲かが存しようという注 未遂にあっても、常に外部的行為の意味ある意欲を」仮定しようとするなら、「しかしながら、犯罪が既遂になっ との関連で、彼は刑法四三条の未遂につき、メツガーの理論は貫徹不能なものとして、「メツガーの意味において ガーと同様の方法論によりながらも、彼は不法を根拠づける主観的要素の範囲をメツガーより本質的に狭く限定 検討をなし、その中に含まれている行為者の精神的メルクマールが法益ないし利益侵害的な行為の性格に対して え、また、違法性は原則上客観的な構成要件要素によって規定されるが、他方実定法における主観的構成要件要 「傾向犯」の一部と「表現犯」のみである。これに対して、ツィンマールはとりわけメツガーの「目的犯」(へー

それへと導く行為ならびに中間結果は明らかにそれ自体のためにではなく、最終結果のための手段としてのみ意

りに、不法要素として「行為の客観的傾向」を置き、主観的構成要件要素としてのメツガーの「目的犯」を拒絶(w) 彼はメツガーの主観的構成要件要素を客観的なものに還元するのである。そこで、彼は行為者の主観的関係の代(ロ) 二一四条、二三六条、二三七条、二六三条、三一三条二項、三四三条等)、これに対し後者は、目的の内容は事(※) 任要素)とされているのである(なお、同旨の主張としてわが国では瀧川)。なお、周知のように、ツィンマー(g) もない。」と。かくして、ツィンマールによれば、未遂の故意は既遂の故意と同様、最終結果の単純なる意欲(貴 る緊急避難、被害者の同意、 したのである。では、違法阻却の面ではどうか。ツィンマールはここでも例外を承認せず、正当防衛、 体は構成要件要素ではなく、それが向けられているもの、すなわち目的の客体であるにすぎない。かようにして、 三四条、二七五条二・三項等)、この目的の内容は事実上特別の不法類型の定式化に関与しているが、 〇六条、二二九条、二五七条、二六五条、二七四条、二八八条、三三三条、三四六条、一二四条、 実上法秩序が防止しようとする害悪に属し(刑法八七条、九五条、九七条、一〇一条、 二次的性質のものであり、それに対し第一次的かつ本質的なものは最終結果の単純なる意欲であるということを 手段として考えられる行為と中間結果の意味ある意欲を前提とする。したがって、行為のこの意味ある意欲は第 欲されているということは全く自明のことなのである。メツガーの用語で云うと、最終結果の単純なる意欲は、 ルは「目的犯」を「不真正」目的犯と「真正」目的犯の二つのグループに分け、 看過しない場合にのみ、未遂において『行為』の意味ある意欲ということを述べることは全く不当というわけで 一般的にも当間的な害悪を示さず、その目的のモメントは何ら不法を根拠づけず貴任要素であり(刑法一四〇条) 「私見によれば、不法それ自体が原則的に主観的要素から自由であるように、 治療行為、懲戒行為、事務管理等々において、行為者の主観的要素を明白に否定し、 疑いのある場合には常に客観的性 前者は目的の目標は元来的にも 一四三条、二〇二条、二 一四六条、二 目的それ自 正当化す

質のものと承認すべきである。」したがって、「防衛意思」についても「どうして主観的要案によって客観的に是(ヒビ)

m) 」があり、 その違反が責任を成すとする。 彼は義務規範を法規範からの抽象によって獲得するにもかかわらず、 態度を調整するべく個々人に課せられた、語られざる規範」 (傍点原文ゴシック体) たる 「義務規範 (Pflichtnor-(ロ) m) 」とならんで、「法秩序によって彼の外部的態度に設定された要求に応じうるために必要なように、その内心的 違法性と實任との区別を、「個々人に一定の外部的態度を要求し」その違反が違法性を示す「法規範 (Rechtsnor 基づくものである。周知のように、ゴールドシュミットはつとに彼独自の規範論から命令説に立ちつつ、客観的 る。もっとも、かような帰結に至るのは、ゴールドシュミットの法と違法性の本質、構成要件等々の基本思想に(g) 四三条の未遂では、客観的なものに何ら対応するもののない既遂の故意は、責任要素に止まるものともされてい 任に属し、傾向犯も最も重い責任の程度を示すにすぎず、表現犯も責任要素に還元されるのである。また、(※) 立された目的犯、傾向犯および表現犯は何ら主観的不法要素を含まないとした。すなわち、目的自体はすべて質 的に反論を加え、「目的 (Absicht)」は構成要件該当性に何らの役割を演じないものであって、メツガーにより提 では、全体として以上のような主張は沈黙ないし消極的発言に止まっているということも付言しておく。)。 認される態度が是認されざる態度に変化することになるかは理解できない。」とされ、攻撃の知見および防衛へ^(図) の意思は何ら正当防衛の前提とはされないのである(なお、二年後の彼の著書『刑法体系の構成』〔一九三〇年〕 次に、ゴールドシュミットは「規範的贲任概念」(一九三〇年)の論文で、主観的違法要案の理論に対して徹底

政策上処罰しようとするときにはこのことは明白であると。かくして、外部的行為に限定された法規範という彼(㎏) は行為者が侵害しようとする法規範に対応する義務規範の違反にすぎず、いずれにせよ、絶対的不能未遂を刑事 こそは未遂であって、通説は違法な結果を危殆化の形態においてこじつけているにすぎない。彼によれば、

この両者の命令は全く相互に独立のものと考えるべきものとする。けだし、責任なき不法 (schuldloses Unrecht)

が存するように違法結果なき實任 (Schuld ohne rechtwidrigen Erfolg) も存しうる。そして、後者の現象の類型

で ある。 (<u>®</u>) 責任」という彼の規範論からの帰結であるが)、それ故、ゴールドシュミットは「防衛意思」の必要説に立つの^(函) 人未遂のかどで責任を負う。云々。」として、未遂の可罰性を肯定しているのであり (これも、前記の「不法なき 人を殺すが、その正当防衛状況を全く知らない者は、私見によれば――いずれにせよ現行ドイツ法によれば がその存在を事実の錯誤により知らないとするなら、不能未遂が存在する……。かくして、客観的に正当防衛で の純粋な命令説の上で構築された体系において、主観的違法要素の存在にとっての何らの余地もないのは明らか つき、「行為者が知ることなく正当化事由が客観的に存在しているとするなら、以下のことが問題となる。行為者 もっとも、これに対し本稿の課題である「防衛意思」との関係では、 いわゆる「偶然防衛」 殺

の違法性もしくは適法性を行為者の内心的態度によって初めて依存せしめるとするなら、彼は実際上いかなる範 れにあっては、法の主権者 (Rechtsordner) は彼が外部的側面からは同一の態度の徹底した規制を控え、そしてそ の客観的に違法な行為の性格を保持し、それは、行為者が防衛目的を追求するときにのみ違法ではない、と。そ 以下のようになろう。すなわち、正当防衛の行使そのものは、それが正当防衛状況の外部にもつであろうところ 容性に『防衛意思』が属するという(私によって与せられていない)ライヒ裁判所の見解に従えば、その構成は 不法要素』の代りに『主観的不法条件』)。」として、まさに「防衛意思」を採り上げ、「たとえば、正当防衛の許 主観的な何ものかを考えるというように条件の思考形式を引き合いに出すことは、論理的に可能である(『主観的 Unrechtsbedingungen)」の提案である。「外部的な態度が違法であろうということに対する条件的なものとして との関連では以下のことは注意されなければならない。すなわち、彼のいわゆる「主観的不法条件 (subjektive する見解から、 さらに、ベーリングは「構成要件の理論」(一九三〇年)の論文で、法定構成要件=「指導形象 (Leitbild)」と 主観的違法(構成要件)要素の理論と決定的に対峙したのは周知のところであろう。ただ、本稿(エル)

観的不法条件」なるものの提案とともに、防衛意思の要否については極めて曖昧なままに残存せしめられている(『) る。だが、ここではこれらの問題は、さらに追求されなくてもよかろう。」(傍点原文隔字体)として、その「主 条件はそのために結局消滅してしまい、責任の側面の要素としてのみ判明するのかどうかは依然非常に問題であ 囲で処置するのかは、やはり問題である。また、客観的違法性をより厳密に引き出そうとする場合には、 のである。が、しかしベーリングの「主観的不法条件」の提案が防衛意思との関連でその論理的可能を示唆され 主観的

場の明確化を試みた。もっとも、彼の基本的立場そのものにはあまり変化はないが、ここでも本稿のテーマとの 関連で、 要素の理論についての再検討を行ない、その当時までにこれに加えられた批判に対する反批判ならびに自らの立 十 ヘーグラーは再度彼の論文「一般的犯罪概念の枠内における主観的違法要素」(一九三〇年)で主観的違法 簡単に触れるに止めたい。

たという点は特記しておきたい(なお、リットラー等の見解については拙稿を参照されたい。) (㎏)

為者の内心的態度について評価するものである。だが、なるほど「違法」という価値判断にとっては圧倒的に外(哂) 依るものである。この評価の相違は、彼によれば、違法性の問題にあっては所為が法秩序に違反する態度として する。特に通説の自然主義的・認識的な区別――違法性と責任の区別は構成要件要素のうちの外界および行為者(8) う通説のドグマは、一方で主観的違法要素、他方で客観的實任要素の存在によって、最早維持されないものだと れに対し、貴任の問題では所為をその人格的意義において、すなわち違法なおよび社会侵害的な行為に対する行 の内心メルクマールに対応する――は、規範的に相違する考察方法によって取り換えられねばならない。すなわ (形式的違法性)および社会侵害的な行ないとして(実質的違法性)注視され、 へーグラーは、違法性と實任とは前者が外部的・客観的なもの、後者が内心的・主観的なものに対応するとい 違法性と責任との対置は、現実性要素、存在態様の自然主義的相違ではなく、 評価されるという点である。そ 評価する判断の性質の相違に

smetamorphose) ではなく、 害な結果」に向けられた認識と意欲は、 点原文隔字体)として、未遂の場合故意が主観的違法要素であるのは法律の要求であり、それは「存在の変化 を根拠づける要素、 罪記述の中で現れているかどうかは、ここでは全く異なったものを意味する。かくして、未遂の場合において『有 すなわち、 的に要求されるにすぎない未遂が存在するのか、『有害な結果』の発生が要求されている既遂が存在するかどうか、 欲せられたものが決定的ではなく、法律によって要求されたものが決定的であり、そして『実行の開始』 意欲」が問題である。「だが、 ろう。つまり、 存在考察方法と目的論的価値考察の対置の指摘をもって擁護する。 故意が責任要素もしくは主観的違法要素になるのは支持しえないとする点について、ヘーグラーは再び心理学的 ここで前記のツィンマールの批判のうち未遂につき、犯罪が既遂となったか未遂に止まったかに応じて、 る。 そこで、 されるが、 界の要素が問題となり「實任」の価値判断では行為者の内心世界の要素が問題となるというのは原則的には肯定 のそれに属するものもあるとして、再度彼の命名にかかる「超過的内心傾向をもつ犯罪」の摘示を行なうのであ 当該の『有害な結果』が客観的に実現されたものとして、あるいは『意図された』ものとしてのみ犯 例外的に多くの犯罪記述は行為者心理を呈示する要素が責任の評価考察方法の領域ではなく、 ツィンマールの云う「不真正目的犯」と「真正目的犯」の検討を通して批判が加えられるが、 未遂が存在するにせよ既遂が存在するにせよ、常に「外部的に『有害な結果』を実現する認識 後者では實任要素としてのみ考慮される……ものと述べることは全く正しいのである。」 価値考察の視角の変更 (Änderung) が存在する。」のだと。 目的論的には、 既遂の場合と異なった何ものかを意味する、すなわち、 犯罪のオルガニズムの構成における意義にとっては行為者によって 心理的には、 もちろん内心的経過は同一であ 前者では違法性 既遂の

言明がなされている。すなわち、その根拠づけあるいは阻却にとって、主観的要素が(ともに)構成的役割を演

また、本稿のテーマである「防衛意思」との関連では、一九一五年論文と何ら変るところはなく同一の否定的

態度(たとえば、教師の正当な懲戒)が、それが主観的に懲戒者等の復讐の動機から発したときに、『違法な』、 (negatio negationis) にとっての前提としてもそうなのである。というのも、どうして現実に客観的に徴表される したがって――利益侵害的態度からこの性格を奪い取りうるのかは理解できないだろうからである。その阻却 かにして一定の主観的要素、目的 (Zweck)、 意図もしくは見解 (Ab-oder Ansicht) がさもなくば――犯罪の記述に その(=不法阻却の)根拠づけにとっての前提として、それ(=主観的要素)は考慮されない。というのも、 ずるところの不法阻却事由があるかどうかという問題については、「私は、両者の問題を否定した(し、否定する)。

社会侵害的なものとして現れるのかは明らかではないからである。」(傍点原文隔字体)と。(『)

そして、構成要件は法律がその類型性において記述された態度を当罰的な法益侵害もしくは危殆化として表示す ろで、「違法性判断においては、法秩序は客観的評価規範として作用する。(不法類型としての) 構成要件は、か **■筆者注)。」だが、ある人間の態度が法の評価規範に違反する、したがって違法かどうかの実践的探究にあって** 前者は後者の論理的前提である。『積極的命令としての法に、論理的に尺度としての法が先行する』(ラートブルフ 際しては主観的決定規範として作用するという命題を確認する。違法性と貴任は不可分的に関連する、すなわち シュミット等に従い「客観的違法性の確定に際しては、法は客観的評価規範として、責任(義務違反)の確定に 学説史を含む当該問題の包括的総合的な理論化を試みたのである。彼もまず、違法性と實任との区別に関し、E・ 的には既に一九三二年に完成されたものとされている)で、彼はその当時までの主観的違法要素の理論の詳細な(ミビ) くしてその目的論的意味をこの法の第一次的機能から受け取るところの犯罪類型から集成されねばならない。」(『 の箇所で現れる。すなわち、第一の問題は主観的違法要素であり、第二の問題は主観的正当化要素である。(『) 最後に、ジーバーツの一九三四年に出版された著者『刑法における主観的不法要素の理論に対する寄与』 (内容 刑法上行為者心理における要素に依存せしねばならないのかどうかという問題は法適用の論理的過程で二つ とこ

の内心的態度を引き合いに出さなければ全く下されえない」好箇の例だとされ、また、「純粋に外部的には多義的(感) 刑法四三条の未遂についてのみ若干触れておこう。彼によれば、「決意」が既に違法要素かどうかにつきツィン(w) して違法なものたらしめるのである。」として、未遂の故意は主観的違法要素として肯定されているのである。 な態度を、目的 (Absicht) が初めてかの刑罰規定に該当するであろう法益の危殆化の意味において一義的に、かく をかけるという例では、「これらの行為が違法な殺人未遂もしくは窃盗未遂を意味するかどうかの決定は、行為者 方向に敵兵も味方もいるという場合、および徒弟Aが彼自身の財布とその親方の財布も入っている引き出しに手 題は国家を担う国民層の支配的な文化観念から、その時々の事例に対してのみ答えられうるのである。」とする。 あって、結論的には「超法規的正当化にあっては、主観的不法阻却事由がある役割を演じうるかどうかという問(**) ならびに『手段の相当性』にとって決定的であ」り、その文化観念こそは国家の指導者階層が基準となるもので(B) ト等に従い「目的説」に左袒して、(宮) ディングと同様、法益とは支配的国家理念に基づいて形成される国家財 (Staatsgut) であるとされ、(®) 原理との関連ではメツガー等の「法益衡量説」が否定され、グラーフ・ツー・ドーナ、v・リスト、E・シュミッ るべきものとされる。が、その際その本質概念たる法益とは「刑法上の構成要件に導入された消極的価値結成に る犯罪類型の全要素から構成されるものであり、また、実質的違法性は法益侵害もしくはその危殆化として考え(®) マールが挙げる二つの例 ("Lehre vom Tatbestand" (S. 14ff.))、すなわち、戦場で兵士が発砲するが、弾丸の 対する引き立て役を形成する客観化された積極的価値」として極めて抽象的に定義されるが、内容的にはビン そこで、「現行刑法における主観的構成要件要素の証明」(第三章)が個別的になされるのであるが、ここでは(※) 取り引きの慣習、 時代の潮流、とりわけまたその時代とその国民の道義観念と文化理念が『目的の正当性』 「社会において支配的な文化観念、国家制度において卓越する評価、 他方、正当化 生活習

また、本稿の直接のテーマである「防衛意思」については、その第四章「現行刑法における主観的正当化事由

現されないとして、必要説しかも正当防衛状況の知見(認識)を超える防衛意思(防衛「目的」)を要求している(宮) 別のパトスがある」のであり、この高度に非物質的な価値 (immaterieller Wert) は防衛意思が欠ける場合には実 というところの中に見出されるものとされ、しかも「この後者の観念的効果の中に、まさに昔から正当防衛の特 ただに不当にも攻撃された法益を救うということのみならず、また全く一般的に法秩序を不法に対して防衛する (Verteidigung)」の概念、一般的言語の慣用以外に、正当防衛の目的論的解釈から、「正当防衛の規範的属性」は の証明」の中で論ぜられ、彼も判例および通説とともに防衛意思の必要説に左袒して、既述の条文上の「防衛(四)

見解は次款で検討されよう。) 見解が挙げられようが、方法論的にも内容的にもまさに次代たるナチス期の主張に属するので、ヴォルフ以降の (なお、その他クロノロジカルには、E·ヴォルフ〔一九三一、三二年〕、それに続くシャフシュタイン等の諸 のである。(底)

- (→) Löffler, ZStW Bd. 21 (1901), S. 571
- (2) Eduard Kohlrausch, Irrtum und Schuldbegriff im Strafrecht, 1903.
- 3 Strafrechtes, Bd. I (1903) und II (1905). Freiherrn Aloxander Hold v. Ferneck, Die Rechtswidrigkeit. Eine Untersuchung zu den allgemeinen Lehren des
- (4) Alexander Graf zu Dohna, Die Rechtswidrigkeit als allgemeingültiges Merkmal im Tatbestande strafbarer Handlun
- (5) Vgl. dazu Mezger, GS Bd. 89 (1924), S. 219 ; ders. Lehrbuch, S. 165ff. なお、佐伯・前掲書七二頁以下等参照
- (6) なお、本稿の課題との関連で重要なのはグラーフ・ツー・ドーナの見解である(注例所掲の Die Rechtswidrigkeit, 1905 u GS Bd. 65 [1905] S. 304 f f.)。彼の見解は既に新カント主義(特にシュタムラーの見解に基づく)による「実質的違法性論 Die Elemente des Schuldbegritts. Antrittsvorlesung, gehalten in der Aula der Universität Halle a. S. am 24. Oktober 1904

損壊のかどで処罰されるべきだ (GS Bd. 65 S. 311 なお同旨、Fischer, RW., S. 289) とする見解に典型的に現われているものと Steinbach, a. a. O., S. 96f; Schünemann, a. a. O., S. 28; Mezger, GS Bd89, S. 225ff.)。この点で、だれかが隣家の窓ガラス いえよう。 元々救助目的で行為するなら何ら違法ではないが、彼が子供の危険を知らず、悪意あるいは悪戯の意思で行為するならば、毀物 を破壊し、それによって炭酸ガス中毒によって危険に曝されていた子供の生命を救助するというドーナの設例につき、行為者が さに明らかにライヒ裁判所によっても実際に転換せしめられた(防衛意思必要説への転換)テーゼなのであるとされる (vgl 要素を基礎においてのみ、かくして行為者の意思によって決定されうるというところから出発したのである。そして、それはま 目的」とは行為者の「動機」ないし「心理的」目的を指すものであり、したがって彼は、行為の目的とは客観的ではなく主観的 当な目的のための正当な手段 (rechtes Mittel zu rechtem Zweck) たらねばならない」(S. 48) として、しかもその際「正当な に属し、形式主義化された法秩序ではなく、法にとっては主観的所与は不可避的役割を果すとして、彼の有名な公式「行為は正

- Braun, Die Bedeutung der subjektiven Unrechtselemente für das System eines Willensstrafrechts, 1936, S.
- (∞) Vgl. Schünemann, a. a. O., S. 20.(๑) Beling, Die Lehre vom Verbrechen, 1906, S. 142
- (2) Beling, L. v. V., S. 141.
- 11 Johannes Nagler, Der heutige Stand der Lehre von der Rechtswidrigkeit, in Binding-Fest., 1911, S. 332
- (2) Nagler, a. a. O., S. 286 Anm. 8.
- 13 Hans Albrecht Fischer, Die Rechtswidrigkeit mit besonderer Berücksichtigung des Privatrechts, 1911

この第二の点につき、賈任ある、とりわけ挑発する正当防衛行為者を、負賣されない(真の)正当防衛行為者と同一視するこ

- とは圧当ではないとする。Fischer, a. a. O., S. 244ff. Dazu vgl. Sieverts, a. a. O., S. 6 ; Steinbach, a. a. O., S. 97
- (年) Fischer, a. a. O., S. 138
- (≅) Fischer, a. a. O., S. 258
- (\(\S\)) Fischer, a. a. O., S. 294ff
- について動揺せしめられるべきではない。生命の危険もしくはその他の重大な危難から自らを解放する緊急避難行為者、無礼な 努める一切の法秩序は、純粋倫理の領域へのこのような限界超脱をもって何も達成しない。」それ故「違法性阻却事由の類型性 フィッシャーは本書を締めくくるにあたり以下のように述べている。「心情のりっぱさを外部的な措置によって達成しようと

為者において、彼が法によって促進される目的をおよそ注視しなかったということが明らかに証明されうるということが生ず 彼らが他人の権利領域を踏み越える場合に客観的救助を与えるときにも、彼らが人の救助を実際上も行なおうとしていると直 Mezger, GS Bd. 89, S. 230f. ; Sieverts, a. a. O., S. 7 ; Steinbach, a. a. O., S. 98. なお、佐伯「主観的違法要素」前掲書二一 るであろう。そこでは、私見によれば、客観的違法性の原則事例が再びその力を示さねばならない。」と (S. 294)。Dazu vgl ちに信じてよいだろう。……だが、われわれに関心のある現実生活上の毀損行為が仮定しうる多様性にあっては、まさに逆に行 攻撃から自己を防衛する正当防衛行為者については、彼らが法によって保護されている目的を追求し、そして同じく第三者が、

- (2) M. E. Mayer, Der allgemeine Teil des deutschen Strafrechts, 1915, S. 186 Anm. 8 u. S. 187 Anm. 12; Arthur Baumgarten Notstand und Notwehr. Eine Studie im Hinblick auf das künftige Strafrecht, 1911, S. 106 Anm. 1.
- <u>20</u> Vgl. Sieverts, a. a. 0., S. 7f. ; Braun, a. a. 0., S. 4. なお、佐伯・前掲書二一三頁等。
- 21 August Hegler, Die Merkmale des Verbrechens, ZStW Bd. 36 (1915) S. 19ff. und S. 184ff
- 譯・ヘック利益法學(昭和六〇年)四一〇、四五五頁以下);Karl Larenz, Methodenlehre der Rechtswissenschaft, 5. Aufl. 1983, S. 9ff.; Steinbach, a. a. O., S. 22 Anm. 3 Vgl. dazu Philipp Heck, Begriffsbildung und Interessenjurisprudenz, 1932, S. 8 und 44ff. (なお、本費の邦訳津田利治
- Sieverts, a. a. O., S. 8f.; Steinbach, a. a. O., S. 22
- 24 Hegler, ZStW Bd. 36, S. 20 und dort Anm. 4.
- 25 Hegler, ZStW Bd. 36, S. 20 und Anm. 4.
- 26 Vgl. Hegler, ZStW Bd. 36, S. 19ff
- 27 Hegler, ZStW Bd. 36, S. 31.
- 28 Hegler, ZStW Bd. 36, S. 35
- 29 Hegler, ZStW Bd. 36, S. 31.
- 30 Hegler, ZStW Bd. 36, S. 36 Anm. 45

31

- Hegler, ZStW Bd. 36, S. 37; ebenso später in der Frank-Festgabe (1930), Bd. I, S. 258
- Vgl. Mezger, Lehrb., S. 169; Braun, a. a. O., S. 5
- Max Ernst Mayer, Der allgemeine Teil des deutschen Strafrechts, 1915 (2. unveränd. Aufl. 1923), S. 12.

- (34) M. E. Mayer, a. a. O., S. 185ff.
- 35 Vgl. M. E. Mayer, a. a. O., S. 86 und 185ff.; dazu Steinbach, a. a. O., S. 98 Anm. 3.
- ∺) Vgl. M. E. Mayer, a. a. O., S. 186ff.; dazu Sieverts, a. a. O., S. 18
- 八八頁注40で、M・E・マイヤーが必要説の論者として挙げられているが誤記である。 M. E. Mayer, a. a. O., S. 279ff.; vgl. dazu Spendel, Bockelmann-Fest., S. 246 und dort F. n. 6. なお、
- 38 §53 II; zitiert nach Mezger, GS Bd. 89 S. 306)° い者は同様に正当防衛行為ではない。」と (Frank, Das Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich 11./14. Aufl. 1911 und 1914 既にフランクは、刑法五三条に指導的目的としての主観的な防衛目的を要求していた。すなわち、「防衛の目的をもっていな
- (3) RG; in: Deutsche Strafrechts-Zeitung, 1916, S. 250.
- (40) もっとも、本判決以前に防衛意思を要求する二つの先行判決が存した。一つは、一九〇四年二月一五日のバイエルン最高ラン すぎなかったということも付配しておく。 越している (ベーリング) とか、防衛目的の強調は通説と明らかに相即しない (フィッシャー) 等と消極的に引用されているに Mezger, GS Bd. 89 S. 306 Anm. 1 u. s. w. が指摘しているが、当時、すなわち世紀の転換期頃、それらの判決は実定法を追い しいことはわからなかった。もっとも、これらの二判決を Beling, L. v. S. 141 Anm. 2 ; Fischer, RW. S. 138 Anm. 33 ; noch Steinbach, a. a. O., S. 93)。なお、もう一つの判例 (RG ; in den Bayer. Blättern für Rechtsanw. Bd. 69, S. 441) について詳 防衛行為とはならない。」(in : Sammulung der Entscheidungen in Strafsachen, Bd. 4, S. 236, Urt. v. 15. 2. 1904. ; zitiert nach に遂行されなかった行為は防衛行為ではなく、そして、それによって事実上違法な攻撃の遂行を阻止したということによっても して防衛が必要ではないかあるいは行為がこの目的のために為されなかったところでは排除される。攻撃の防衛の目的のため ト裁判所 (Königlich Bayernisches Oberstes Landesgericht) のものであり、同判決によれば「正当防衛は防衛行為であり、そ
- (4) RG in DStrZ 1916 S. 250.
- 前は一八八二年ライヒ判決等を支持して、動機は重要ではないことを強調していたのである。Z. B. Olshausen, Kommentar. des Deutschen Reichs, Band I und II, 10. Aufl., 1916, §53 Nr. 13; vgl. dazu Mezger, GS Bd. 89 S. 305f. これに対し、以 (Kenntnis) ではなく目的 (意図、動機) の側面を特に強調するに至った (Justus Olshausen, Kommentar zu den Strafgesetzen が、自己または他人の違法な現在の攻撃を防衛するために向けられている」ということは必要であるとして、正当防衛の知見 オルスハウゼンは、報復等の副次目的 (動機) があっても正当防衛は排除されないが、しかし 「正当防衛状態にある者の意思

6. Autl., 1900, §53 Nr. 13)

- 絶する (August Köhler, Deutsches Strafrecht. Allgemeiner Teil, 1917, S. 288f. u. 357f.)。 なお、ケーラー自身は防衛意思につき正当防衛状況の知見が本質的要件をなすとし、防衛の意図・動機 (目的) を明示的に拒
- Entscheidungen des Reichsgerichts in Strafsachen, Bd. 54, S. 196ff. なお、本判決の簡単な概要については、草野豹一郎・ Mezger, GS Bd. 89, S. 304; Sieverts, a. a. O., S. 199 u. S. 209f. u. s. w.

刑事判例研究第四巻(昭和一四年)三一頁以下および正当化行為の必要性の誤認という観点から本件判決を詳細に示すものとし

- 46) RGSt, Bd. 54, S. 199. て、中・誤想防衛論一九七頁以下参照
- (47) RGSt, Bd. 54, S. 200.
- する本判決には、防衛意思を故意との関連で述べるピンディング説との共通性が見出される。そのかぎりで、防衛意思が(主観 的)違法要素なのか責任領域に属するのかという根本的疑念も含まれているのである (dazu vgl. Staab, a. a. O., S. 20 Anm. 行為者が他の意図とならんで防衛意思をもっていたことで十分だとする見解の根拠づけのために「故意の不可分性」を論拠と

はない。(RGSt. Bd. 60, S. 261)という判示がみられる。もっとも、本件は、たとえば保障関係内攻撃の一例としても今日で ではなく、同じく同時に防衛目的 (Zweck) が存したかぎりで、被告人が防衛以外の他の目的を追求していたかどうかは問題で 想防衛の中にありえたのである。そこから、被告人が正当防衛権もしくは誤想された正当防衛権を利用する動機 (Motiv) は問題 事案につき、「たとい被告人が既に以前から彼女の夫を殺害する機会を探していたとしても、彼女は行為時に正当防衛または誤 ベッドから飛び出し、娈のベッドに近寄り被告人を殺すと脅迫した。そこで妻はリヴォルヴァーで、夫を二発で殺害したという は問題となる事案である(山中敬一・正当防衛の限界〔昭和六〇年〕二六八頁以下等参照)。 なお、その後一九二六年六月一日のライヒ裁判所の判決では、被告人(妻)の夫は夜間寝室で長い口論をし、その最中に夫は

- Ludwig Ebermayer-Adolf Lobe, Das Reichsstrafgesetzbuch, 1920, 2. Aufl. 1922, §53 N. 3b (zitiert nach Mezger, GS Bd
- Wilhelm Sauer, Grundlagen des Strafrechts nebst Umriß einer Rechts-und Sozialphilosophie, 1921.
- (5) Vgl. Sieverts, a. a. O., S. 18
- 8) Sauer, a. a. O., S. 201.

<u>67</u>

- Sauer, a. a. O., S.
- <u>56</u> 55 Sauer, a. a. O., S. 275ff Sauer, a. a. O., S. 273.
- 58 <u>57</u> Sauer, a. a. O., S. Sauer, a. a. 0., S. Sauer, a. a. 0., S. . 548f.
- 60 Sauer, a. a. O., S. 343ff Sauer, a. a. O., S. 548.

59

- 62 61 Sauer, a. a. O., S. 346f Sauer, a. a. O., S. 345.
- 64 Sauer, a. a. O., S. 348.

63

Sauer, a. a. O., S. 347f.

- <u>65</u> Sauer, a. a. O., S. 348f
- 66 法に行為するのである。つまり、彼がそのガラスを悪意から破壊しようと、「国家ならびに隣人は、人間の生命が救われたとい うことを喜ぶべきであるからである。」(S. 349 Anm. 1) ともするのである。 ガラスを破壊し、それによって炭酸ガス中毒のために危険に曝されていた子供を知らずに救う者は、あらゆる諸事情のもとで適 Sauer, a. a. O., S. 349. なお、本款二の注⑹で挙げられているドーナの窓ガラス損壊の設例についても、ザウアーは隣人の窓
- 68 Sauer, a. a. O., S. 349.

M. E. Mayer, Der allgemeine Teil des deutschen Strafrechts, S. 12

- <u>69</u> Edmund Mezger, Die subjektiven Unrechtselemente, GS Bd. 89, 1924 S. 207-314.
- 70 Mezger, GS Bd. 89, S. 270ff.
- $\widehat{71}$ Mezger, Vom Sinn der strafrechtlichen Tatbestände, in Festschrift für Traeger, 1926, S. 187-230
- 以下、二〇九頁以下を代表として挙げておく。 たとえば、佐伯「主観的違法と客観的違法」および「主観的違法要素」同・刑法における違法性の理論(昭和四九年)五五頁
- (元) Mezger, GS Bd. 89, S. 257.

- Mezger, GS Bd. 89, S. 259f.
- **75** Mezger, GS Bd. 89, S. 259f.; vgl. Steinbach, a. a. O., S. 99
- 76 Mezger, GS Bd. 89, S. 270
- 77 Vgl. Steinbach, a. a. O., S. 100
- Mezger, GS Bd. 89, S. 270ff
- 79 78 Mezger, GS Bd. 89, S. 278ff. なお、 拙稿「被害者の承諾(下)」法学セミナー三九○号(昭和六二年)五八頁以下をも参照。
- 80 Mezger, GS Bd. 89, S. 282ff.
- 81 Mezger, GS Bd. 89, S. 286.
- Mezger, GS Bd. 89, S. 287ff.
- Mezger, GS Bd. 89, S. 292ff.
- 重要である。それ故に、行為者はたとい彼が『悪戯の意思あるいは悪意から』行為したとしても、すべての事例で無罪である。 いうことが明らかとなる。いかなる理由から行為者が窓を破壊したかどうかはどうでもよく、彼がそれを破壊したということが ウアー) との中間説をとっており、本事例では「直ちに行為者の『内心的意思方向』 は完全にその状況の重大性の背後に退くと として結論的には客観説に従いつつも、主観主義と客観主義との妥協を計ろうとしているのである(S. 291f.)。 ただ、推定的同意との関連でドーナの窓ガラス損壊の設例につき、メツガーは主観説 (ドーナ、フィッシャー) と客観説 (サ
- Mezger, GS Bd. 89, S. 286ff
- <u>86</u> Mezger, GS Bd. 89, S. 303ff. insbes. S. 308
- <u>87</u> Mezger, GS Bd. 89, S. 308f
- 88 Mezger, GS Bd. 89, S. 226.
- <u>89</u> Mezger, Vom Sinn der strafrechtlichen Tatbestände, Traeger-Fest., S. 207.
- IKV N. F., 5. Bd., 1931, S. 155f. ; vgl. dazu Sieverts, a. a. O., S. 33 Anm. 71 Notstand unter besonderer Berticksichtigung des Staatsnotstandes und der Schwangerschaftsunterbrechung, Mitt. der (1928), S. 367, 370, 390ff. ; ders., Die mittelbare Täterschatt, in Frank-Festg. Bd. II, 1930, S. 127 ; ders., Der übergesetzliche この間に公表されたものとして、Eberhard Schmidt, Das Reichsgericht und der übergesetzliche Notstand, ZStW Bd. 49
- (5) Franz v. Liszt-Ederhard Schmidt, Lehrbuch des Deutschen Strafrechts, 25. Aufl., 1927, S. 145.

- (S) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 25. Aufl., S. 146.
- (3) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 26. Aufl., 1932, S. 145.
- (素) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 25. Aufl., S. 172f. Anm. 2, 208f.; 26. Aufl., S. 174ff., 223.
- (留) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 25. Aufl., S. 172; 26. Aufl., S. 174.
- (岩) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 25. Aufl., S. 173; 26. Aufl., S. 176.
- (5) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 26. Aufl., S. 183f.
- (3) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 26. Aufl., S. 175 Anm. 3.
- (3) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 26. Aufl., S. 184.
- (呂) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 25. Aufl., S. 320; 26. Aufl., S. 184.
- (≦) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 25, Aufl., S, 537 Anm. 2.
- (월) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 25. Aufl., S. 648.
- (呂) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 26. Aufl., S. 336.
- (登) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 26. Aufl., S. 301.
- (울) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 26. Aufl., S. 302.
- (吳) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 25. Aufl., S. 200 Anm. 3.
- (≦) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 26. Aufl., S. 187.
- (醫) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 26. Aufl., S. 212.
- 图 E. Schmidt, Mitt. der IKV N. F., 5. Bd., S. 155; Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 26. Aufl., S. 212 Anm. 3. Dazu vgl. Sieverts, a. a. O., S. 36f.
- (含) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 25. Aufl., S. 187f.; 26. Aufl., S. 198.
- (≡) Liszt-Schmidt, Lehrbuch, 25. Aufl., S. 188 Anm. 13; 26. Aufl., S. 198 Anm. 14.
- (🗎) Vgl. Sieverts, a. a. O., S. 37 ; Braun, a. a. O., S. 5. なお、 佐伯・耐境管 🗀 一八 真拳 密照。
- (\(\exists)\) Max Grünhut, Literaturbericht, ZStW Bd. 50 (1930), S. 285ff.; ders., Literaturbericht. Kritische Bemerkungen zu Edmund Mezger, Strafrecht, ZStW Bd. 52 (1932), S. 117ff.; ders., Die Unabhängigkeit der rickterlichen Entscheidung, Beiheft 3 (Liepmann-Erinnerungsschrift) d. Monatschr. f. Knim.-Psych., 1930, S. 9.

- 114 Karl Engisch, Untersuchungen über Vorsatz und Fahrlässigkeit, 1930, S. 62f.
- 115 Richard Honig, Kausalität und objektive Zurechnung, in Frank-Festgabe, Bd. I, S. 176ff.
- Festgabe, Bd. I, S. 469ff.; ders., Mitt. der IKV N. F., 5. Bd., 1931, S. 125 Michael Wachinger, Der übergesetzliche Notstand nach der neuesten Rechtsprechung des Reichsgerichtes, in Frank-
- 117 Gustav Radbruch, Zur Systematik der Verbrechenslehre, in Frank-Festgabe, Bd. I., S. 158ff. (163, 170)
- Festgabe, Bd. II., S. 161ff. ローゼンフェルトの見解について詳しくは Sievers, a. a. O., S. 55-57 および佐伯・前掲書二三〇頁 Ernst Heinrich Rosenfeld, Mittäterschaft und Beihilfe bei subjektiv gefärbter Ausführungshandlung, in
- (至) Karl Siegert, Notstand und Putativnotstand, 1931, S. 19; ders., Notstand und Putativnotstand in der Strafrechtsreform ZStW Bd. 52 (1932), S. 54
- (至) RG Str. Bd. 67, S. 110ff. (U. v. 6. 11. 1933).
- (豆) Reinhard Frank, Das Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich, 15. Aufl., 1924, Anm. VI zu §59 StGB. Vgl. dazu Sieverts, a. a. O., S. 37; Braun, a. a. O., S. 5.
- (E) Frank, StGB, 18. Aufl., 1931, S. 139, 192f.
- 23) Frank, StGB, 18. Aufl., S. 162.
- (圣) Robert von Hippel, Deutsches Strafrecht, Bd. II, 1930, S. 187.
- (떨) Hippel, Deutsches Strafrecht, Bd. II S. 188 u. 196.
- E) Hippel, Deutsches Strafrecht, Bd. II., S. 210.
- だし、適法な行為はたといそれが反社会的心情から由来するとしても、変るところはない。」と (S. 196)。 述べている。「行為が客観的に適法であるなら、いかなる動機または目的から行為者が行為したかは原則的にどうでもよい。た Hippel, Deutsches Strafrecht, Bd. II., S. 210 Anm. 8. Vgl. dazu Staab, a. a. O., S. 32. なお、ヒッペルは以下のようにも
- (至) Hippel, Deutsches Strafrecht, Bd. II., S. 195 Anm. 3.
- (절) Vgl. Hermann Lampe, Über den personalen Unrechtsbegriff im Strafrecht, Diss. Göttingen, 1954, S. 211 Anm. 241.
- (1932), S. 100f. なお、本款二注(6)をも参照。 Alexander Graf zu Dohna, Literaturbericht. Kritische Bemenkungen zu Edmund Mezger, Strafrecht, ZStW Bd. 52

正当防衛における「防衛意思」の問題点 (\rightarrow)

- 131 Graf zu Dohna, ZStW Bd. 52, S. 101
- 132 Graf zu Dohna, ZStW Bd. 52, S. 101
- 134 133 Graf zu Dohna, ZStW Bd. 52, S. 110
- Hermann Bruns, Kritik der Lehre vom Tatbestand, 1932, S. 35ff
- 136 135 Bruns, a. a. O., S. 37.
- Bruns, a. a. O., S. 38.
- 138 137 Bruns, a. a. O., S. 45
- Bruns, a. a. O., S. 46
- 139 Leopold Zimmerl, Zur Lehre vom Tatbestand. Uebersehene und vernachlässigte Probleme, 1928, S. 1 ff.
- 141 140 Zimmerl, a. a. O., S. 45ff. Zimmerl, a. a. O., S. 29ff.
- 143 142 Zimmerl, a. a. O., S. 49. Zimmerl, a. a. O., S. 31ff
- 144 Zimmerl, a. a. O., S. 37.
- 145 瀧川幸辰「刑法における構成要件の機能」 同·瀧川幸辰刑法著作集第五卷 (昭和五六年)三三三頁。
- 146 Zimmerl, a. a. O., S. 39f
- 148 147 Zimmerl, a. a. O., S. 63. Zimmerl, a. a. O., S. 40.
- 149 Zimmerl, a. a. O., S. 67.
- 150 Zimmerl, a. a. O., S. 67.
- 151 Zimmerl, Aufbau des Strafrechtssystems, 1930, z. B. S. 3ff., 115-118 u. s. w. (dazu vgl. Sieverts, a. a. O., S. 45-47).
- 152 James Goldschmidt, Normativer Schuldbegriff, in Frank-Festgabe, Bd. I, 1930, S. 458
- 153 Goldschmidt, Frank-Festg. Bd. I, S. 458f. 463
- 154 Goldschmidt, Frank-Festg. Bd. I, S. 459f. 463.
- Goldschmidt, Frank-Festg. Bd. I, S. 461.

- (語) Goldschmidt, Frank-Festg. Bd. I, S. 461f.
- 157 und der Schweiz, (Sonderabdruck), 1913, S. 17. Goldschmidt, Der Notstand, ein Schuldproblem. Mit Rücksicht auf die Strafgesetzentwurfe Deutschlands, Osterreichs
- 158 Anm. 1287 ; ders., Frank-Festg. Bd. I, S. 434, 436. なお、これについて佐伯・前掲傳二三四頁以下、さらに、桂(木村)静子 Goldschmidt, Notstand, S. 18; ders., Der Prozess als Rechtslage. Eine Kritik des prozessualen Denkens, 1925, S. 234 - 法規範と義務規範」法学論叢五九巻一号(昭和二八年)四七頁以下等をも参照。
- (図) Vgl. Sieverts, a. a. O., S. 79. なお、佐伯・前掲書二三四頁以下。
- (臺) Goldschmidt, Notstand, S. 41f.
- <u>161</u> **なお、オーストリアの「不法なき責任」説との関係では、拙稿·前掲金沢法学二八巻一号一六頁以下、二六頁注悩等、** 「不法における結果無価値と行為無価値臼口」関法二六巻一号(昭和五一年)一六三頁以下、同二号三三八頁等をも参照。
- (室) Ernst Beling, Die Lehre vom Tatbestand, 1930, insbes. S. 10ff.
- (選) Beling, L. v. T., S. 12 Anm. 1.
- 164 Dazu vgl. z. B. Diethard Zielinski, Handlungs-und Erfolgsunwert im Unrechtsbegriff, 1973, S. 31f. u. s. w
- (16) 拙稿・前掲金沢法学二八巻一号一頁以下等参照。
- 166 Festgabe, Bd. I, 1930, S. 251ff. August Hegler, Subjektive Rechtswidrigkeitsmomente im Rahmen des allgemeinen Verbrechensbegriffs, in Frank-
- (运) Vgl. Hegler, Frank-Festg. Bd. I, S. 270ff. 302ff.
- (選) Hegler, Frank-Festg. Bd. I, S. 276ff.
- (墨) Hegler, Frank-Festg. Bd. I, S. 295.
- (至) Hegler, Frank-Festg. Bd. I, S. 295 Anm. 4, noch vgl. 327ff.
- (≦) Hegler, Frank-Festg. Bd. I, S. 258.
- (≅) Braun, a. a. O., S. 6.
- 173 Rudolf Sieverts, Beiträge zur Lehre von den subjektiven Unrechtselementen im Strafrecht, 1934, S. 4-90
- (至) Radbruch, Grundzüge der Rechtsphilosophie, 1914, S. 73
- Sieverts, a. a. O., S. 110 vgl. dazu S. 91ff.

- 176
- 177 Sieverts, a. a. O., S. 111
- 178
 - Sieverts, a. a. O., S. 112
- Sieverts, a. a. O., S. 114. Sieverts, a. a. O., S. 116.
- Sieverts, a. a. O., S. 118. Vgl. Sieverts, a. a. O., S. 117.
- Sieverts, a. a. O., S. 131ff Sieverts, a. a. O., S. 122ff. Sieverts, a. a. O., S. 119.
- Sieverts, a. a. O., S. 136f. Sieverts, a. a. O., S. 137f.
- Sieverts, a. a. O., S. 139. Sieverts, a. a. O., S. 140-198
- Sieverts, a. a. O., S. 160. Sieverts, a. a. O., S. 158ff.
- Sieverts, a. a. O., S. 199-240. Sieverts, a. a. O., S. 162.
- Sieverts, a. a. O., S. 208f. Sieverts, a. a. O., S. 208ff.
- Sieverts, a. a. O., S. 210.

195 194 193 192 191 190 189 188 187 186 185 184 183 182 181 180 179

この点につき、vgl. Braun, a. a. O., S. 6. なお、 佐伯・前掲書二四一頁以下等をも参照

総括的に述べられよう。

価

今世紀初頭から一九三〇年代頃までの諸説の概観ならびに検討から、 この時期については以下のように

られるフィッシャー、 との二つの流れが存し、これらが合流する形で防衛意思の必要説が少数説から多数説へと展開していくことに 的正当化要素としての必要説(フランク、E・シュミット、グラーフ・ツー・ドーナ、ブルンス、ジーバーツ等) ながらも、今世紀においては当初一方でライヒ裁判所の判例の明示的転換に伴うコメンティターによる必要説(オ 説は前世紀末のビンディング等による「故意」を媒介とする(主観的違法論に基づく)素朴な必要説から出発し とならんで、ライヒ裁判所による防衛意思必要説への明示的転換がなされるに至った。もちろん、防衛意思必要 しない)、「防衛意思」は依然不必要であると明示的に拒絶されていた。だが、この主観的違法要素の発見・発展 論から実質的違法論への重点の変遷が行なわれるに至った。もっとも、主観的違法要素の発見者として通常挙げ わゆる新カント価値哲学に基づく「目的論的考察方法」から、 的に貫徹し、主観的なるものが客観的違法に影響を及ぼしうる余地はなかったといってよい。だが、間もなくい その際それはベーリングに代表される「違法は客観的に、責任は主観的に」というテーゼを純形式的・自然主義 ルスハウゼン、ローベ等)の流れと、他方で主観的違法要素の発見による漸次的拡大・展開過程から生じた主観 て――数多くの主観的正当化要素が挙げられたものの(もっとも、既述のようにこのことはヘーグラーには妥当 今世紀への転換点ないし初頭は、違法性と責任との区別を巡る論争から客観的違法論が優位を占めるに至り、 〜〜ーグラー、M・E・マイヤー、メツガー等においても――民法学者フィッシャーを除い 一方で主観的違法要素の発見、 他方で形式的違法

明示的拒絶を表明するV・ヒッペル等が未遂の可罰性を肯定する(それに対し、V・バールは「不能未遂」の故 である(へーグラー、ザウアー、メツガー、ツィンマール等)。もっとも、防衛意思の問題は他面で、正当化事由 なった。だが、あくまでもその当時までは、主観的違法要素は目的論的考察方法に基づく個別的論証を要する例(゚²) に無罪)といった錯誤論からのアプローチも存在するという錯綜した状況にあった。 の処理を巡り、一方で主観的違法要素を一切峻拒しながら必要説に立つゴールドシュミット、他方で防衛意思の 外現象と考えられていたため、その論証方法如何によっては必ずしも必要説に至らず不要説も十分併存しえたの の事実的存在についての不知(たとえば、「認識なき正当防衛」ないしわが国でいわゆる「偶然防衛」等)の場合

な推進力の一つに変質してゆくことになるのである。(4) 観を含む行為者そのものを問題とすべきであるという「意思刑法」(ないし「心情刑法」)の主張のための決定的 していたが、ここからさらに未遂の故意をも主観的違法要素として承認されていったのである。そこで、一方で 結局法益侵害性(社会侵害性)を何ら変更せず、したがってそれらに還元しえない場合も存在しうるのではない 判例・学説による主観的正当化要素を含む広範な主観的違法要素の一般的承認、他方で主観的未遂論の浸透は、 益)侵害ないし危殆化に影響を及ぼす(法益侵害性、社会侵害性)かぎりで主観的違法要素が承認されるものと のであるが、もっとも、主観的違法要素の理論は目的論的考察方法から実質的違法性、すなわち法益(ないし利 かという重大な疑念を抱かせるに至り、その後の時代の大きな潮流(ナチス思想)と相俟って、むしろ直截に主 かように、一九三〇年代頃までは「防衛意思」を巡る議論の対立は複雑多様な様相を呈示しつつ経過してきた

î deckung)」と述べるときには、それは全く自明の出来事というわけではない。「だれかが法学上、 なお、この「発見」という概念については異論が唱えられている。たとえばバイダーによれば、 主観的不法要素の「発見 (Ent 因果関係あるいは客観的目的

- a. O., S. 20 Anm. 1. うとしており (Waider, a. a. O., S. 177)、またシュペンデルも同様に「"防衛意思」を発見した、より正しくは発明した」と述 性を発見した」と一体だれが述べるであろうか。むしろ、主観的不法要素の「発明 (Erfindung)」と述べる方がよりよいであろ べるべきものとされている (Spendel, Bockelmann-Fest., S. 245)。このような主張に反対するものとして、vgl. Steinbach, a
- Booss-Rosenthal, Deliktwille und Handlungswille im Strafrecht (Str. Abh. Heft 288) 1931, S. 32f. 39f.; P. Wolf. Betrachtungen (1927) S. 175 (zit. nach Frank 18A. S. 162); RMG Bd. 12, S. 234 u. s. w. その他、本文に挙げた以外の必要説として、Friedrich Oetker, Notwehr und Notstand, in VDA Bd. II, 1908, S. 275 ; Thea
- (3) その他、本文に挙げた以外の不要説として、Rudolf Alexander, Das verbrecherische Verhalten des Geisteskranken, 1926
- S. 48; Beseler, Miniaturen, S. 42f. (zit. nach Sieverts, S. 209 A.41) u. s. w. 1967, S. 36ff. ; Hermann Lampe, a. a. O., S. 80f. u. s. w. なお、佐伯・前掲書二四一頁以下、内藤・前掲刑法雑誌九巻一号一 Dazu vgl. z. B. Braun, a. a. O., S. 23; Zilinski, a. a. O., S. 55f. Anm. 200; Ernst-Joachim Lampe, Das personale Unrecht

四頁以下等々をも参照

(一九八七・一〇・七 稿)